



福岡医発第2772号(地)

平成28年 1月23日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

特定接種に関する接種実施医療機関について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種について、これまでの医療分野に加え、今般、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に定められた国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者についても、特定接種対象事業者としての登録を進めていくこととなり、別紙のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて協力依頼がありました。

本件は、国民生活・国民経済安定分野の特定接種対象事業者の登録については、接種実施医療機関の確保が必要であることから、当該事業者（または相談を受けた自治体）から、医師会・医師会員へ接種実施医療機関の確保に関する相談があった際の協力をお願いするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ207F)

平成28年1月8日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

特定接種に関する接種実施医療機関について

新型インフルエンザ特措法に基づく特定接種について、これまでの医療分野に加え、今般、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に定められた国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者についても、特定接種対象事業者としての登録を進めていくこととなり、厚生労働省より本会に対して別添の協力依頼がまいりました。

本件は、国民生活・国民経済安定分野の特定接種対象事業者の登録については、接種実施医療機関の確保が必要であることから、当該事業者（または相談を受けた自治体）から、医師会・医師会員へ接種実施医療機関の確保に関する相談があった際の協力をお願いするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員、管下郡市区医師会、関係医療機関に対する周知協力方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する接種実施医療機関について（協力依頼）

新型インフルエンザ対策の推進につきましては日頃から御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種につきましては「特定接種に関する医療機関の登録等について」(平成 25 年 12 月 25 日付け事務連絡)(別紙)により貴会会員への周知等、御協力をいただいておりますが、今般、新型インフルエンザ等医療の提供及び重大緊急医療の提供を行う事業者に加え、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者についても、接種実施医療機関を確保の上、特定接種対象事業者としての登録を進めていくこととなりました。

つきましては、これまでの歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所に加え、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う業種として新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）に定められた業種に携わる事業者から、特定接種を実施するために必要な接種実施医療機関について貴会会員へ協力依頼があった場合にも、同様に御協力をいただきますようお願いいたします。

(別紙)

事 務 連 絡
平成25年12月10日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する医療機関の登録等について

日頃より新型インフルエンザ対策の推進につきましてはご尽力いただきありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙1「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）」、別紙2のとおり、医療の提供の業務を行う事業者の登録について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）、別紙3のとおり、登録手続の具体的運用等を定めた特定接種（医療分野）の登録要領、別紙4「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」、別紙5「特定接種（医療分野）の登録Q&A」を定めました。

つきましては、内容を十分に御了知していただくとともに、貴会会員への周知等、特段の御協力をお願いいたします。

特に、新型インフルエンザ等発生時における医療機関内の体制整備を図るとともに、新型インフルエンザ等医療の提供及び重大緊急医療の提供を行う特定接種の登録を予定している歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所から特定接種を実施するために貴会会員へ接種実施医療機関としての協力依頼があった場合には、「特定接種の接種体制に関する覚書」を取り交わす等、特定接種の実施に関して連携体制を構築していただくようお願いいたします。

健 発 0106 第 6 号

平成 28 年 1 月 6 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙 1 のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）の一部改正が告示された。

また、別紙 2 のとおり、医療の提供の業務を行う事業者の登録に加えて、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録について規定するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第 370 号）を改正し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の登録に関する規程（平成 28 年厚生労働省告示第 2 号）が併せて告示されたところである。

さらに、別紙 3 のとおり、登録手続の具体的運用等を定めた特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領を定めたので通知する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、管内の市町村、特別区、関係機関等へ周知を図るとともに協力を求め、登録が円滑に行われるよう、御配慮をお願いする。

○厚生労働省告示第一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表中社会保険・社会福祉・介護事業の項対象業務の欄中「要介護度」を「要介護」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に、「障害児程度区分」を「障害児支援区分」に改め、医療機器賃貸業の項中「賃貸」を「貸与」に改め、同表中医療機器製造業の項の次に次のように加える。

再生医療等製品販売業	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の販売又は配送の業務
再生医療等製品製造業	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新

表中新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）を行う事業の項を次のように改める。

		型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）	独立行政法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は地方独立行政法人（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特	公務員と同様の事務の業務

定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）において公務員と同様の事務を行う事業	国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人において新型インフルエンザ等対策の実施に係る事務と一体となつて行われる公務員と同様の事務を行う事業

改正後全文

○厚生労働省告示第三百六十九号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細の細目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
法第三十一条第一	病院、診療所、薬局又は訪問	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等

項に規定する患者等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業	看護ステーションにおいて新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	が行う新型インフルエンザ等医療提供に係る業務
重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業	国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務

療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又

	は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事業	
社会保険・社会福祉・介護事業	介護保険施設（法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業の項に分類されるものを除く。） 指定居宅サービス事業 指定地域密着型サービス事業 老人福祉施設 有料老人ホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 障害児入所支援施設	要介護三以上、障害支援区分四以上（障害児にあつては、短期入所に係る障害児支援区分二以上）又は未就学児の利用者であつてサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがいる入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務

	医薬品・化粧品等 卸売業	医薬品製造業	医療機器修理業	医療機器販売業	医療機器貸与業	医療機器製造業
救護施設 児童福祉施設	医薬品卸売販売業	医薬品製造販売業 医薬品製造業	医療機器修理業	医療機器販売業	医療機器貸与業	医療機器製造販売業 医療機器製造業
	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療用医薬品の販売又は 配送の業務	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療用医薬品の元売り、 製造、安全性確保又は品質確保の業務	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療機器の修理、販売、 貸与又は配送の業務	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る

再生医療等製品販売業	再生医療等製品製造業	ガス業	銀行業
再生医療等製品販売業	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	ガス業	中央銀行
予防接種に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務 新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の販売又は配送の業務	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務 原料調達、ガス製造、ガスの供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検、緊急時の保安対応、製造若しくは供給若しくは顧客情報等の管理又は製造若しくは供給に関連するシステムの保守の業務	銀行券の発行、通貨若しくは金融の調節又	

	空港管理業	航空運輸業	水運業	通信業	鉄道業
	空港機能施設事業	航空運送業	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	固定電気通信業 移動電気通信業	鉄道業
は資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置の業務	航空保安検査、旅客の乗降、燃料補給、貨物管理又は滑走路等維持管理の業務	航空機の運航、客室応対、運航管理、整備、旅客サービス又は貨物サービスの業務	船舶による緊急物資（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十四条各号に規定する物資をいう。以下同じ。）の運送の業務	通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務	運転、運転指令、信号取扱い、車両検査、運用、信号システム若しくは列車無線若しくは防災設備等の検査、軌道若しくは構造

銀行業	映像・音声・文字 情報制作業	郵便業	放送業	
銀行	新聞業	郵便業	公共放送業 民間放送業	患者等搬送事業
現金の供給、資金の決済、資金の融通又は 要員の確保の業務	新聞（一般紙に限る。）の新型インフルエ ンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行 うための取材若しくは編集若しくは制作、 印刷若しくは販売店への発送又は編集若し くは制作システムの維持のための専門的な 要員の確保の業務	郵便物の引受又は配達の業務	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況 全般の報道を行うための取材若しくは編成 若しくは番組制作若しくは番組送出若しく は現場からの中継若しくは放送機器の維持 管理又は放送システム維持のための専門的 な要員の確保の業務	運転、運行管理又は整備管理の業務

上水道業	下水道業	工業用水道業	河川管理・用水供給業	
上水道業	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	工業用水道業	河川管理・用水供給業	中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関
浄水管理、導水管理若しくは送水管理若し	処理場における水処理若しくは汚泥処理に係る監視若しくは運転管理、ポンプ場における監視若しくは運転管理又は管路における緊急損傷対応の業務	浄水管理、水質検査、配水管理又は工業用水道設備の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	ダム流量調節操作若しくは用水供給施設の操作、流量若しくは水質に関する調査又はダム若しくは用水供給施設の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	金融事業者間取引の業務

	金融証券決済事業	石油・鉱物卸売業	石油製品・石炭製
	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム	金融商品取引所等	金融商品取引清算機関 振替機関
くは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査の業務	金融機関間の決済又はC D若しくはA T Mを含む決済インフラの運用若しくは保守の業務	銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ又は約定の業務	有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受け又は取引の決済の保証の業務
石油製品（L P ガスを含む。）の輸送、保管、出荷又は販売の業務	製油所における関連施設の運転若しくは原	石油卸売業	石油精製業

品製造業	熱供給業	飲食料品小売業
	熱供給業	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア
料若しくは製品の入出荷若しくは保安防災若しくは環境保全若しくは品質管理若しくは操業停止、油槽所における製品配送若しくは貯蔵管理若しくは保安防災若しくは環境保全又は本社若しくは支店における計画及び調整等の需給対応若しくは物流の管理の業務	燃料調達、冷暖房若しくは給湯の供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検又は製造若しくは供給に関する設備若しくはシステムの保守若しくは管理の業務	食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀、製粉、パン、菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類及び育児用調製粉乳に限る。以下同じ。）の調達、配達又は消費者への販売の業務

各種商品小売業		食料品製造業		飲食料品卸売業	燃料小売業
百貨店・総合スーパー		缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調製粉乳に限る。）		食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	燃料小売業（LPガス及びガ
食料品若しくは生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋及び衛生用品をいう。以下同じ。）の調達、配達又は消費者への販売の業務		食料品の製造、資材調達又は出荷の業務		食料品若しくは原材料の調達、配達又は販売の業務	オートガスタン্ডにおけるLPガスの受

		ソリンスタンドに限る。)	
その他の生活関連 サービス業	火葬・墓地管理業	入若しくは保管若しくは販売若しくは保安 点検又はサービスステーションにおける石 油製品の受入若しくは保管若しくは配送若 しくは販売若しくは保安点検の業務	
	冠婚葬祭業	遺体の火葬の業務	
その他小売業	ドラッグストア	遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れ る業務（創傷の手当、身体の清拭、詰め物 又は着衣の装着に限る。）	
		生活必需品の調達若しくは配達又は消費者 への販売の業務	
廃棄物処理業	産業廃棄物処理業	医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却 処理の業務	
新型インフルエン ザ等対策の実施に 携わる国家公務員 又は地方公務員が	独立行政法人（行政執行法人 （独立行政法人通則法（平成 十一年法律第百三号）第二条 第四項に規定する行政執行法	公務員と同様の事務の業務	

従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）を行う事業	人をいう。以下同じ。）を除く。）又は地方独立行政法人（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）において公務員と同様の事務を行う事業
	国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人において新型インフルエンザ等対策の実施に係る事務と一体となつて行われる公務員と同様の事務を行う事業

○厚生労働省告示第二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成二十五年厚生労働省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

題名を次のように改める。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程

第一条中「医療の提供の業務を行う事業者の」を削る。

第二条第一項及び第三項中「業務」の下に「又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を加える。

第三条第一項中「事項」の下に「（事業の種類（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。以下「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）が法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供を行う事業若しくは重大かつ緊急の生命保護に関する

医療の提供を行う事業に該当する事業者（以下この項及び次条第三項において「医療の提供の業務を行う事業者」という。）又は社会保険・社会福祉・介護事業に該当する事業者にあつては、第七号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第四号中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。次号において「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）」を削り、同項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号中「所在地」の下に「（医療の提供の業務を行う事業者以外の事業者において、当該医療機関が未定の場合にあつては、当該医療機関の確保方法）」を加え、同号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 産業医（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医をいう。）を選任していること

第四条第一項中「事項」の下に「（同項第六号に掲げる事項については、当該事項のうち登録に係るもの。）」を加え、同条第二項中「その旨」の下に「及び前条第一項第六号に掲げる事項のうち登録に係るもの」を加え、同条第三項中「事項」の下に「（医療の提供の業務を行う事業者にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 対象業務の従事者数のうち登録に係るもの

第四条に次の一項を加える。

4 登録を受けた事業者は、前条第一項第九号に規定する医療機関が未定の場合においては、速やかにこれを確保しなければならない。

第六条第一項中「を除く。」の下に「又は第四条第四項の規定により医療機関を確保した場合」を加え、同条第二項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

改正後全文

○厚生労働省告示第三百七十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程

（目的）

第一条 この規程は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

（登録）

第二条 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、この規程の定めるところにより、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（第四条第一項において「管理台帳」という。）に登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間満了の後引き続き医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。

（登録申請書の提出等）

第三条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする事業者は、次に掲げる事項（事業の種類（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。以下「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）が法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供を行う事業若しくは重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供を行う事業に該当する事業者（以下この項及び次条第三項において「医療の提供の業務を行う事業者」という。）又は社会保険・社会福祉・介護事業に該当する事業者にあつては、第七号に掲げる事項を除く。）を記載した登録申請書を厚生労働大臣に提出するものとする。

一 氏名、商号又は名称

二 主たる事務所の所在地

三 法人にあつては、代表者の氏名

四 事業の種類

五 対象業務（基準告示の表の下欄に掲げる対象業務をいう。以下同じ。）に従事する者が所属す

る事業所名及びその所在地

六 事業所ごとの対象業務の従事者数

七 産業医（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医をいう。）を選任していること

八 新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に実施するための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を作成していること

九 法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種が行われる医療機関名及びその所在地（医療の提供の業務を行う事業者以外の事業者において、当該医療機関が未定の場合にあつては、当該医療機関の確保方法）

十 第五条第一項の規定に該当しないこと

十一 その他必要な事項

2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。

3 登録を受けようとする事業者は、業務継続計画を主たる事務所又は事業所に備え付けるものとする。

4 厚生労働大臣は、必要に応じ、業務継続計画その他必要な書類の提出を求めることができる。

（登録の実施）

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項（同条第六号に掲げる事項については、当該事項のうち登録に係るもの。）並びに登録年月日及び登録番号を管理台帳に登録するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による登録をしたときは、その旨及び前条第一項第六号に掲げる事項のうち登録に係るものを当該登録を受けた事業者に通知するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた事業者に係る次に掲げる事項（医療の提供の業務を行う事業者にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を公表するものとする。

一 氏名、商号又は名称

二 事業の種類

三 対象業務に従事する者が所属する事業所及びその所在地

四 対象業務の従事者数のうち登録に係るもの

五 登録年月日

六 登録番号

4 登録を受けた事業者は、前条第一項第九号に規定する医療機関が未定の場合においては、速やかにこれを確保しなければならない。

（登録をしない場合）

第五条 厚生労働大臣は、第三条第一項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、当該登録申請書を提出した事業者が第九条第四号又は第五号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から二年を経過しないとき又は登録申請書中に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該登録申請書を提出した事業者に対し通知するものとする。

（変更の届出）

第六条 登録を受けた事業者は、第三条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合（軽微な変更があつた場合を除く。）又は第四条第四項の規定により医療機関を確保した場合においては、三十日以内に、その旨の登録変更届出書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 第四条第一項から第三項まで及び前条の規定は前項の登録変更届出書の提出があつた場合について準用する。

（廃業等の届出）

第七条 登録を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。

一 個人事業者が死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人が破産手続き開始の決定により解散したときは、その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人

五 対象業務に係る事業を廃止したときは、当該登録を受けた事業者

（勧告）

第八条 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の適正な運営を確保するため、当該事業者に対して必要な勧告をすることができる。

一 この規程に違反したとき。

二 登録を受けた対象業務に関し不正な行為をしたとき。

（登録の消除）

第九条 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の登録を消除するものとする。

一 第七条の規定による届出があつたとき。

- 二 第七条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。
- 四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- 五 前条第二号に該当し情状が特に重いとき。
- 六 正当な理由がなくて第六条第一項の登録変更届出書の提出を怠ったとき。
- 七 前条の規定による勧告に従わないとき。

特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領

1 本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第 370 号。以下「登録手続告示」という。）に基づく国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録並びに当該事業者と同様の職務を行う公務員（国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている行政執行法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。以下同じ。）（区分 3 の公務員）に関する当該公務員の所属機関の報告が円滑に行われるよう、登録申請及び報告（以下「登録申請等」という。）に係る留意事項等について定めるものである。

2 登録申請事業者及び登録対象者等

（１）登録申請事業者及び登録対象者

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録対象となり得る事業者（外部事業者の従業者について登録申請を行う公設機関（国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人が開設する機関をいう。以下同じ。）の開設者を含む。以下「登録申請事業者」という。）は、以下の 3 つの要件を満たしている必要がある。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号。以下「登録基準告示」という。）において定められた基準のうち、別添 1 の表の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」に記載された事業（以下「国民生活・国民経済安定事業」という。）に係る事業者であること。
- ② 産業医（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条に規定する産業医をいう。以下同じ。）を選任していること。ただし、別添 1 の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に係る事業者については、この限りでない。
- ③ 業務継続計画※を作成していること。

※新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 25 年 6 月 26 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定）では「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第4条第3項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第18条第1項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意する。

登録申請事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、登録基準告示において定められた基準のうち、別添1の表の対象業務（以下「登録対象業務」という。）に従事する者を登録対象者としてその数を登録申請するものとする。

（2）公務員の対象者

国民生活・国民経済安定事業に係る公務員についても、特定接種の実施に際し、必要なワクチンの数の把握及び円滑なワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国又は地方公共団体が上記登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、上記登録申請事業者と同様に、当該公務員の所属機関は、特定接種登録申請書（別添2。以下「登録申請書」という。）を用いて、厚生労働省に報告するものとする。（法第28条第1項第1号に基づく登録とは異なる性格のものである。）

3 登録申請等の周知

厚生労働省は、担当府省庁（別添1の表の「担当府省庁」で記載された府省庁をいう。以下同じ。）を通じて、必要に応じて地方公共団体や業界団体の協力を得ながら、登録申請事業者に対し、登録申請方法等について情報提供を行う。また、特定接種の対象となり得る公務員についても同様とする。

4 登録申請等の方法

登録申請等の方法は、以下のとおりとする。

（1）登録申請書の提出

登録申請事業者は、特定接種管理システム（以下「管理システム」という。）上で、登録申請書に必要事項を入力し、厚生労働省に登録申請書を提出する。登録申請書の提出については、管理システムにより、担当府省庁（担当府省庁が、当該事業所が所在する都道府県又は市町村（特別区を含む。）に申請内容の確認の協力を依頼する場合は、当該都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）を含む。）に通知される。また、やむを得ない理由により、管理システムによる登録申請書の提出ができない事業者に対しては、担当府省庁又は都道府県等が紙での配布・受付を行う。

国民生活・国民経済安定事業に係る公務員についても同様に、当該公務員の所属機関は、登録申請書を用いて、これに必要事項を入力し、厚生労働省に報告する。

（2）登録申請内容の確認

担当府省庁又は都道府県等は、管理システムにより通知された登録申請書の内容を適切に確認した上で、管理システムにより厚生労働省（都道府県等にあつては、担当府省庁又は都道府県）に通知する。

登録申請書を紙で受け付けた場合は、担当府省庁又は都道府県等は、これを登録申請書（Excel シート）に転記・確認の上で、取りまとめて、E-mail で厚生労働省（都道府県等にあつては、担当府省庁又は都道府県）に送付する。

なお、登録申請内容に疑義がある場合には、必要に応じて登録申請事業者に対して、登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠等について照会を行うとともに、登録申請内容について修正を求めることとする。

国民生活・国民経済安定事業に係る公務員に関する報告内容についても同様に、担当府省庁又は都道府県等において適切に確認を行った上で、厚生労働省に通知する。

（３）登録等の実施

厚生労働省は、担当府省庁の確認が終了した登録申請書の内容について、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（以下「管理台帳」という。）に登録を行う。

また、国民生活・国民経済安定事業に係る公務員に関する報告内容についても同様に管理台帳に記録する。

登録等に当たっては、備蓄しているワクチンが最大約 1,000 万人分であることを考慮し、医療分野及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員を含む全体の登録申請人数及び報告人数の合計が 1,000 万人を超える場合、当該全体の登録人数及び記録人数の合計が 1,000 万人程度となるように、国民生活・国民経済安定事業に係る登録申請人数及び公務員の報告人数を調整することとする。

5 登録申請書の記載事項

登録申請書の記載事項は、下記のとおりとする。また、担当府省庁は、必要に応じて、登録申請書の記載事項を備考欄を活用して追加することができる。

（１）申請者情報

- ・ 設立区分（公設機関の開設者のみ記載）
- ・ 事業者名
- ・ 代表者の氏名
- ・ 郵便番号
- ・ 所在地
- ・ 電話番号
- ・ FAX 番号
- ・ E-mail アドレス
- ・ 産業医を選任していること（社会保険・社会福祉・介護事業以外の登録申請事業者のみ記載（公設

機関の開設者は備考欄に記載))

- ・業務継続計画を作成していること（登録申請事業者のみ記載（公設機関の開設者は備考欄に記載））

（２）事業所情報

- ・事業所名
- ・郵便番号
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・E-mail アドレス
- ・申請事業者の全従業者数
- ・事業の種類
- ・登録対象業務の従業者数
 - うち申請事業者の登録対象業務の従業者数
 - うち外部事業者の登録対象業務の従業者数
- ・登録対象業務の従業者数の登録対象業務ごとの内訳（備考欄に記載）

（３）接種実施医療機関情報

- ・医療機関名
- ・郵便番号
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・E-mail アドレス
- ・接種実施医療機関が未定の場合は、上記の事項に代えて、接種実施医療機関の確保方法（備考欄に記載）

記載事項に関する詳細は、別途定めることとするが、基本的な考え方は以下のとおりである。

（産業医）

登録申請事業者は、労働安全衛生法の所定の要件に該当する医師を産業医として選任しなければならない。ただし、別添 1 の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に係る事業者については、産業医の選任を求めないこととするが、嘱託医に依頼する等、迅速に接種が行える体制を確保すること。

（業務継続計画）

登録申請事業者は、業務継続計画を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。業務継続計画に記載すべき事項は以下のとおりである。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

（接種実施医療機関）

接種実施医療機関が未定の場合の確保方法については、申請時点で検討している方法（外部の医療機関での実施等）を記載する。

外部の医療機関を接種実施医療機関として確保する場合、6による登録をした旨及び登録人数が通知された登録事業者は、速やかに、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関（外部の医療機関）と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添3）を示すので、適宜活用されたい。

また、当該登録事業者は、覚書作成後 30 日以内に管理システム上で、変更届出書に接種実施医療機関に係る以下の事項を入力し、厚生労働省に提出する。

- ・ 医療機関名
- ・ 郵便番号
- ・ 所在地
- ・ 電話番号
- ・ FAX 番号
- ・ E-mail アドレス

国民生活・国民経済安定事業に係る公務員についても同様に、当該公務員の所属機関は、変更届出書を用いて、厚生労働省に報告する。

（常勤換算）

従業者数については、登録対象業務に従事する時間を基に常勤換算したものとする。

（外部事業者の考え方）

登録申請事業者の登録対象業務を受託している外部事業者の職員（当該登録申請事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、（2）の登録対象業務の従業者数に含むものとする。なお、外部事業者の職員には、委託や請負のほか、登録申請事業者の登録対象業務を担う派遣労働者も含むものとする。

なお、公設機関の職員は公務員の身分を有しているが、これらの職員についても、特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要がある。一方、当該機関で登録対象業務を行う外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。）の従業者は公務員の身分を有していないため、当該公設機関の開設者は、2（1）の登録申請事業者として、法に基づく登録申請を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者の従業者とは、区別して対象者数を報告・登録申請することとする。

6 登録完了の連絡及び公表

厚生労働省は、登録申請事業者が登録事業者として厚生労働省に備える管理台帳に登録された場合には、管理システムにより、登録申請事業者に対して、登録をした旨及び登録人数を通知するとともに、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録人数、登録年月日並びに登録番号を公表する。

また、報告のあった国民生活・国民経済安定事業に係る公務員の所属機関についても、登録事業者と同様に通知及び公表をするものとする。

なお、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した登録事業者名等を公表するものとする。

7 登録の有効期間及び更新

登録の有効期間は5年とする。

有効期間満了の後も引き続き国民生活・国民経済安定事業を行う登録事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行うこと。

なお、管理システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、登録の更新案内をE-mailで通知する。

また、報告のあった国民生活・国民経済安定事業に係る公務員の所属機関についても、登録事業者と同様に更新の報告を行うものとする。

8 変更及び廃業等の届出

(1) 変更の届出

登録事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合を除く。）は、登録事業者は、30日以内に管理システム上で、登録申請書に変更事項を入力し、厚生労働省に提出しなければならない。登録申請書の内容確認及び登録等の実施については、4に準じることとする。

また、報告のあった国民生活・国民経済安定事業に係る公務員の所属機関についても同様とする。

(2) 廃業等の届出

合併、破産等により登録事業者が消滅した場合及び登録事業者が国民生活・国民経済安定事業を廃業した場合、登録事業者は、30日以内に厚生労働省に対して、その旨を届け出なければならない。

また、報告のあった国民生活・国民経済安定事業に係る公務員の所属機関についても同様とする。

9 広報・相談

厚生労働省は、担当府省庁等の協力を得ながら、登録申請事業者に、接種の目的、実施方法、安全性、有効性等を含め、的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

10 その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。

特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録対象に関する基準

特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録対象に関する基準及び担当府省庁は、登録基準告示及び政府行動計画に基づき、以下の表のとおりとする。

なお、登録申請事業者と同様の職務を行う公務員（区分3の公務員）についても同様とする。

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	介護保険施設（新型インフルエンザ等医療提供（法第31条第1項に規定する患者等に対する医療の提供をいう。以下同じ。）を行う事業の項に分類されるものを除く。） 指定居宅サービス事業 指定地域密着型サービス事業 老人福祉施設 有料老人ホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 障害児入所支援施設 救護施設 児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	要介護三以上、障害支援区分四以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害児支援区分二以上）又は未就学児の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供（重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供をいう。以下同じ。）又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療用医薬品の販売又は配送の業務	厚生労働省
医薬品製造業	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省

事業の種類	事業の種類細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
医療機器修理業	医療機器修理業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療機器の修理、販売、貸与又は配送の業務	厚生労働省
医療機器販売業	医療機器販売業			
医療機器貸与業	医療機器貸与業			
医療機器製造業	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省
再生医療等製品販売業	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の販売又は配送の業務	厚生労働省
再生医療等製品製造業	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省
ガス業	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検、緊急時の保安対応、製造若しくは供給若しくは顧客情報等の管理又は製造若しくは供給に関連するシステムの保守の業務	経済産業省
銀行業	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	銀行券の発行、通貨若しくは金融の調節又は資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置の業務	財務省
空港管理業	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な	航空保安検査、旅客の乗降、燃料補給、貨物管理又は滑走	国土交通省

事業の種類	事業の種類細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
		旅客運送及び緊急物資（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 14 条各号に規定する物資をいう。以下同じ。）の航空機による運送確保のための空港運用	路等維持管理の業務（公務員の場合は、管制業務を含む。）	
航空運輸業	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航、客室応対、運航管理、整備、旅客サービス又は貨物サービスの業務	国土交通省
水運業	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	船舶による緊急物資の運送の業務	国土交通省
通信業	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務	総務省
鉄道業	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転、運転指令、信号取扱い、車両検査、運用、信号システム若しくは列車無線若しくは防災設備等の検査、軌道若しくは構造物の保守、電力安定供給のための保守、線路若しくは電線路設備保守のための統制又は情報システムの管理の業務	国土交通省
電気業	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所若しくは変電所の運転監視若しくは保守若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応、燃料調達若しくは受入、資機材調達、送配電線の保守若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応、電力系統の運用若しくは監視若しくは故障若しくは障害対応又は通信システムの維持若しくは監視若しくは保守若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業	経済産業省

事業の種類	事業の種類の詳細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
			務	
道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷若しくは配送若しくは仕分け管理、運行管理又は整備管理の業務	国土交通省
道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス若しくは患者等搬送事業用車両の運転、運行管理又は整備管理の業務	国土交通省
放送業	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくは編成若しくは番組制作若しくは番組送出若しくは現場からの中継若しくは放送機器の維持管理又は放送システム維持のための専門的な要員の確保の業務	総務省
郵便業	郵便業	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	郵便物の引受又は配達業務	総務省
映像・音声・文字情報制作業	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新聞（一般紙に限る。）の新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくは編集若しくは制作、印刷若しくは販売店への発送又は編集若しくは制作システムの維持のための専門的な要員の確保の業務	経済産業省
銀行業	銀行 中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	現金の供給、資金の決済、資金の融通又は金融事業者間取引の業務	金融庁
	中小企業等金融業（商工組合中央金庫に限る。）			経済産業省
	農林水産金融業			農林水産省

事業の種類	事業の種類細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
	政府関係金融機関（沖縄振興開発金融公庫を除く。）			財務省
	政府関係金融機関（沖縄振興開発金融公庫に限る。）			内閣府
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダムの流量調節操作若しくは用水供給施設の操作、流量若しくは水質に関する調査又はダム若しくは用水供給施設の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	国土交通省
工業用水道業	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理、水質検査、配水管理又は工業用水道設備の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	経済産業省
下水道業	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理若しくは汚泥処理に係る監視若しくは運転管理、ポンプ場における監視若しくは運転管理又は管路における緊急損傷対応の業務	国土交通省
上水道業	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、導水管理若しくは送水管理若しくは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査の業務	厚生労働省
金融証券決済事業	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関間の決済又はＣＤ若しくはＡＴＭを含む決済インフラの運用若しくは保守の業務	金融庁
	金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ又は約定の業務	
	金融商品取引清算機関		有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受け又は取引の決済の保証の業務	
	振替機関		売買された有価証券の権利の電子的な受け渡しの業務	

事業の種類	事業の種類細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
石油・鉱物卸売業	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（ＬＰガスを含む。）の供給	石油製品（ＬＰガスを含む。）の輸送、保管、出荷又は販売の業務	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転若しくは原料若しくは製品の入出荷若しくは保安防災若しくは環境保全若しくは品質管理若しくは操業停止、油槽所における製品配送若しくは貯蔵管理若しくは保安防災若しくは環境保全又は本社若しくは支店における計画及び調整等の需給対応若しくは物流の管理の業務	経済産業省
熱供給業	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	燃料調達、冷暖房若しくは給湯の供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検又は製造若しくは供給に関する設備若しくはシステムの保守若しくは管理の業務	経済産業省
飲食物品小売業	各種食料品小売業 食料品スーパー	新型インフルエンザ等発生時における食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀、製粉、パン、菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類及び育児用調製粉乳に限る。以下同じ。）の販売	食料品の調達、配達又は消費者への販売の業務	農林水産省
	コンビニエンスストア			経済産業省
各種商品小売業	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における食料品又は生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋及び衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	食料品若しくは生活必需品の調達、配達又は消費者への販売の業務	経済産業省
食料品製造業	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業	新型インフルエンザ等発生時における食料品の供給	食料品の製造、資材調達又は出荷の業務	農林水産省

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
	レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調製粉乳に限る。)			
飲 食 料 品 卸 売 業	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等 発生時における食料品 及び食料品を製造する ための原材料の供給	食料品若しくは原材料の調 達、配達又は販売の業務	農 林 水 産 省
燃 料 小 売 業	燃料小売業（ＬＰガス及 びガソリンスタンドに 限る。）	新型インフルエンザ等 発生時におけるＬＰガ ス、石油製品の供給	オートガススタンドにおけ るＬＰガスの受入若しくは 保管若しくは販売若しくは 保安点検又はサービスステ ーションにおける石油製品 の受入若しくは保管若しく は配送若しくは販売若しく は保安点検の業務	経 済 産 業 省
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	火葬・墓地管理業	火葬の実施	遺体の火葬の業務	厚 生 労 働 省
	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理に際して、直 接遺体に触れる業務（創傷の 手当、身体の清拭、詰め物又 は着衣の装着に限る。）	経 済 産 業 省
そ の 他 小 売 業	ドラッグストア	新型インフルエンザ等 発生時における生活必 需品の販売	生活必需品の調達若しくは 配達又は消費者への販売の 業務	経 済 産 業 省
廃 棄 物 処 理 業	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄物の収 集運搬又は焼却処理の業務	環 境 省

※１：「事業の種類」及び「事業の種類の細目」で記載された事業は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。当該日本標準産業分類上の事業には該当しないが、当該事業と同様の社会的役割を担う事業者については、当該事業に該当する事業者として整理する。

※２：水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者として登録対象業務に従事するその職員を５（２）の登録対象業務の従業者数に含むものとする。

※３：倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として登録対象業務に従事するその職員を５（２）の登録対象業務の従業者数に含むものと

し、これらと短期的な契約を行っている事業者は一般の外部事業者とする。

※4：銀行業（中央銀行を除く。）については、政府行動計画の銀行業欄に記載された担当府省庁（金融庁、内閣府、経済産業省、農林水産省、財務省及び厚生労働省）の中から、便宜上、主担当府省庁を定めるもの。なお、主担当府省庁以外の担当府省庁は、主担当府省庁からの求めに応じ、特定接種の登録作業（周知・確認等）に協力するものとする。

登録申請書(民間)

別添2

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

申請者 (事業者) 情報	※ 事業者名	
	※ 事業者名(ふりがな)	
	※ 代表者氏名	
	※ 代表者氏名(ふりがな)	
	※ 郵便番号	検索
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
	※ 所在地(町名以下)	
	※ 電話番号	
	※ FAX番号	
	※ E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
	※ 産業医の選任の有無 事業の種類が、新型コロナウイルス感染症、重大・緊急感染症、社会保険、社会福祉・介護事業は選任の必要はないが「有」にチェックすること	☐ 有 ☐ 無
	※ 業務継続計画の有無	☐ 有 ☐ 無

事業所と接種実施医療機関の登録

リストのアップロード	参照... こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。
------------	--

事業所情報	※事業所名	
	※事業所名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
	※所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	申請事業者の全従業員	

事業の種類情報	※事業の種類	- 未選択 - ▼
	※事業の種類の細目1	- 未選択 - ▼
	事業の種類の細目2	- 未選択 - ▼
	登録対象業務の従業員数 (常勤換算)	
	※うち申請事業者の登録 対象業務の従業員数	
	※うち外部事業者の登録 対象業務の従業員数	
	備考	

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。

接種実施 医療機関情報	※医療機関名	
	※医療機関名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
	※所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	備考	

*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。

登録申請書(国、都道府県、市区町村)

別添2

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

申請者 (事業者) 情報	※ 設立区分	- 未選択 -	▼
	※ 事業者名		
	※ 事業者名(ふりがな)		
	※ 代表者氏名		
	※ 代表者氏名(ふりがな)		
	※ 郵便番号		検索
	半角数字でハイフン不要		
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 -	▼
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 -	▼
	※ 所在地(町名以下)		
	※ 電話番号		
	半角数字でハイフン不要		
	FAX番号		
	半角数字でハイフン不要		
※ E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp		
備考1			
備考2			

次へ

クリア

事業所と接種実施医療機関の登録

リストの アップロード	参照... こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。	
事業所情報	※事業所名	
	※事業所名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 -
	※所在地(市区町村)	- 未選択 -
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	申請事業者の全従業員	
事業の種類情報	※事業の種類	- 未選択 -
	※事業の種類の細目1	- 未選択 -
	事業の種類の細目2	- 未選択 -
	登録対象業務の従業者数 (常勤換算)	0
	※うち申請事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	※うち外部事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	備考	

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。

[追加登録](#)

接種実施 医療機関情報	※医療機関名	
	※医療機関名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 -
	※所在地(市区町村)	- 未選択 -
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	備考	

*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。

[追加登録](#)

[確認画面へ](#)

[クリア](#)

特定接種の接種体制に関する覚書

(株) 〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と 医療法人〇〇〇〇代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号) 第 28 条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(平成 25 年厚生労働省告示第 369 号) の別表の業務に従事する甲の従業員〇〇人分の特定接種を行うこと。

以 上

以上の合意の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番地〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役

〇 〇 〇 〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番地〇号
医療法人〇〇〇〇
代表者

〇 〇 〇 〇

注) 株式会社、医療法人は一例である。

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）
新型インフルエンザ対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について

標記については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について」（平成 28 年 1 月 6 日健発 0106 第 6 号厚生労働省健康局長通知）によりお示したところです。

今般、特定接種登録申請書の入力、内容の確認に当たって必要な手引き及び登録申請に関する Q & A を、別紙 1 「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」、別紙 2 「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請 Q & A」及び別紙 3 「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の確認の手引き」により定め、また、事業者からの登録申請の受付期限を始めとする登録のスケジュール及び内容確認に都道府県等に御協力いただくことを予定している業種について、別紙 4 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録のスケジュールについて」及び別紙 5 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請書等の内容確認に都道府県等に御協力いただくことを予定している事業について」を作成しましたので、内容を御了知の上、管内の市町村及び特別区に別紙 1 から 5 までの周知を、また、管内の関係機関等に別紙 1、2 及び事業者からの登録申請の受付期間等の周知を図るようお願いします。

登録申請書の内容確認への御協力については、別途、当該業種の担当府省庁から依頼することを予定しておりますが、その場合において、登録申請を希望する事業者からの照会や、内容確認が必要な業種の登録申請があった場合には、それぞれ御対応いただくようお願いします。

なお、登録を希望する事業者からの登録申請、内容確認、疑義照会や、事業者の登録は、特定接種管理システム（概要は別紙 6）によって行います。当該システムにアクセスするための URL は以下の通りです。

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/adminLogin>

また、これらの特定接種登録申請書など登録に係る資料は、厚生労働省ホームページにおいて公表する予定です。

特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き

本手引きは、特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領（健発 0106 第 6 号平成 28 年 1 月 6 日付け厚生労働省健康局長通知。以下「登録要領」という。）に基づき、国民生活・国民経済安定事業を行う事業者の管理システムによる登録申請書の入力に係る留意事項等について定めるものである。

なお、本手引きで用いる略語（例えば、「国民生活・国民経済安定事業」など。）については、登録要領において定義している場合があるので、登録申請書に入力するに当たっては、本手引きと併せて登録要領も参照されたい。さらに、本手引きの別添 1 として入力例を示したので参照されたい。

1 登録申請までの流れ

管理システム上で、下記の方法に従い、登録申請をすること。別添 2 に登録申請までの流れを図示したので参照されたい。

- ① 下記のリンクにアクセスし、ログイン画面を表示する。
<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>
- ② ログイン画面において、「初めての方へ」をクリックする。E-mail アドレスを入力し「送信」ボタンをクリックすると、入力した E-mail アドレスに登録申請画面の URL 及び一括アップロードに必要な Excel シート（4 の「リストのアップロード」を参照）の URL が送信される。
- ③ 送信された URL にアクセスすると登録申請画面が表示されるので、2 以降に従い、登録申請書に必要な事項を入力し、「確認画面へ」をクリックする。
- ④ 確認画面において「送信」をクリックすると、登録申請が完了し、3 の申請者情報に入力した E-mail アドレスにログイン ID（②で入力した E-mail アドレス）及びパスワードが送信される。

登録申請の完了後、登録申請書の内容を確認する場合や担当府省庁等の疑義照会により登録申請書の内容を修正する場合は、①のリンクからログイン画面を表示し、ログイン ID 及びパスワードを入力しログインすると登録申請画面が表示される。

なお、パスワードは変更及び再発行が可能である。パスワードの変更及び再発行については、別添 2 を参照されたい。

2 申請者の設立主体

登録申請事業者の場合（国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の場合に限る。）は①民間を、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人の場合は②国、都道府県、市区町村をリストの中から選択すること。行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については①を選択すること。

なお、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人が開設する機関（以下「公設機関」という。）であって、指定管理者制度等を利用して外部事業者管理又は運営を包括的に代行させている場合は、外部事業者の従業者は公務員の身分を有していないため、②を選択した上で、登録対象業務

の従業者数のすべてを外部事業者の従業者として登録申請すること。

3 申請者（事業者）情報

（虚偽の申請）

登録申請書の入力内容に偽りがないことについて、チェック項目にチェックすること。

（設立区分）（公設機関の開設者のみ入力）

設立主体に応じ①国、②都道府県、③市区町村をリストの中から選択すること。なお、行政執行法人については①国、特定地方独立行政法人についてはその設立団体に応じ②都道府県又は③市区町村を選択すること。

（事業者名）

法人名、商号については、登記簿等と一致させること。法人種別については株式会社〇〇、公益財団法人△△など、省略せず入力すること。（株）や（公財）は用いない。なお、法人化していない個人事業主の場合は、氏名を入力すること。

また、公務員の場合は、その所属機関名（府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名）を入力する。

なお、公設機関において、指定管理者制度等により運営を行っている場合は、事業者名には府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名を入力し、事業所名に当該公設機関名を入力すること。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて入力し、途中でスペースは空けないこと。

（代表者氏名）

登録申請事業者や公務員の所属機関の代表者名を入力する（理事長、代表取締役等。国の場合は、各府省庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長等）。

なお、法人化していない個人事業主の場合は、再度、個人事業主の氏名を入力すること。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて入力し、氏名の間にスペースは不要であること。

（郵便番号及び所在地）

郵便番号欄に7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。登記簿等と一致させること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

（例）〒100-8916⇒1008916、〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番地3号 〇〇ビル4階

（電話番号及び FAX 番号）

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAX がない場合は、空欄で差し支えない。

（例）TEL:03-3595-3426⇒0335953426

（E-mail アドレス）

1②で入力した E-mail アドレスが自動入力されているので、変更が必要な場合は、半角英数字を用いて入力すること。

なお、登録申請完了の連絡や担当府省庁等による疑義照会の連絡、また、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを入力すること。また、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも差し支えない。

（産業医の選任の有無）（登録申請事業者のみ入力）

労働安全衛生法の所定の要件に該当する医師を産業医として選任している場合は「産業医の選任の有無」欄で「有」を選択すること（公設機関の開設者は、備考欄 2 に入力すること）。なお、産業医を選任していない場合は登録申請の対象とならない。

なお、登録要領別添 1 の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に該当する登録申請事業者は、産業医の選任は不要であるが、管理システムの都合上、「有」を選択すること。

（業務継続計画の有無）（登録申請事業者のみ入力）

業務継続計画を作成している場合は「業務継続計画の有無」欄で「有」を選択すること（公設機関の開設者は、備考欄 2 に入力すること）。なお、業務継続計画を作成していない場合は登録申請の対象とならない。

※政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していたが、登録要領に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

（備考欄 1）

登録申請事業者の許認可番号（許認可番号がない業種にあっては、会社法人等番号）を入力する。

（備考欄 2）（公設機関の開設者のみ必要に応じて入力）

公設機関が、4（3）において、外部事業者の登録対象業務の従業者数を登録申請する場合は、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力すること。ただし、登録要領別添 1 の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に該当する場合は、産業医の選任についての入力は不要である。

4 事業所情報

各事業所について、下記の（1）から（4）までに示す事項を入力する。なお、複数の事業所を有し

ている場合は、「追加登録」をクリックして、登録要領別添 1 の表の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」に該当する事業を営むすべての事業所について、同様に（１）から（４）までに示す事項を入力すること。

（リストのアップロード）

複数の事業所を所有する場合、Excel シートに必要事項を入力してアップロードすることで、一括して全事業所情報を入力することもできる。なお、Excel シートは、１②で送信されたメール内の URL にアクセスするとダウンロードすることが可能である。

（１）事業所情報

（事業所名）

支店名、施設名等を入力する。

全角文字を用いて入力すること。

（例）〇〇支店、〇〇事業所、〇〇局

（郵便番号及び所在地）

郵便番号欄に 7 桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。登記簿等と一致させること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。事業所を 1 つしか有しない場合は、申請者情報で入力した所在地を入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

（例）〒100-8916⇒1008916、〇〇県〇〇市〇〇町 1 丁目 2 番地 3 号 〇〇ビル 4 階

（電話番号及び FAX 番号）

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAX がない場合は、空欄で差し支えない。

（例）TEL:03-3595-3426⇒0335953426

（E-mail アドレス）

半角英数字を用いて入力すること。E-mail アドレスがない場合は、空欄で差し支えない。

（申請事業者の全従業者数）

当該事業所において勤務する申請事業者の全従業者数（外部事業者の従業者数を含まない。）を入力する。

（２）事業の種類情報

（事業の種類）

事業の種類について、登録要領別添 1 の表の「事業の種類」の中から該当する事業をリストの中から選択すること。

（事業の種類細目①）

事業の種類細目①について、登録要領別添 1 の表の「事業の種類細目」の中から該当する事業をリストの中から選択すること。

（事業の種類細目②）

事業の種類細目②について、業種別に下記により該当する事業をリストの中から選択すること。

- ・事業の種類細目①で記載した事業の担当部局が複数に及ぶ場合があれば、担当府省庁と調整して、各担当部局ごとに、所管する事業名を設定する場合があるので、この場合においては該当する事業を選択すること。
- ・その他の事業については、「未選択」を選択すること。

（複数の事業の種類の入力）

当該事業所で登録要領別添 1 の表の「事業の種類」及び「事業の種類細目」のうち、複数の事業を営んでいる場合は、「追加登録」をクリックして、該当するすべての事業について、当該事業名及び登録対象業務の従業者数を入力すること。なお、登録対象業務の従業者数の入力については、（3）を参照されたい。

（3）各事業の種類ごとにおける登録対象業務の従業者数

（登録対象業務の従業者数（常勤換算））

登録対象業務の従業者数については、申請事業者に所属の登録対象業務の従業者数と外部事業者に所属の登録対象業務の従業者数とを分けて入力すること。

なお、「登録対象業務の従業者数」欄については、「うち申請事業者の登録対象業務の従業者数」と「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」を合計した人数が自動挿入されるため、入力不要である。ただし、紙で登録申請する場合のみ「うち申請事業者の登録対象業務の従業者数」と「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」を合計した値を記載すること。

（うち申請事業者の登録対象業務の従業者数）

常勤換算し、整数（小数点以下は切り上げる）で入力すること。半角数字を用いて入力すること。

（うち外部事業者の登録対象業務の従業者数）

常勤換算し、整数（小数点以下は切り上げる）で入力すること。半角数字を用いて入力すること。

（常勤換算）

常勤換算した従業者数とは、以下の人数を合算したものをいう。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に所定勤務時間（※）を基本的に登録対象業務に従事することが想定されている者（以下「常勤者」という。）の人数
- ② 所定勤務時間の一部を登録対象業務に従事する者が、当該事業所において1週間に登録対象業務に従事する延べ時間を所定勤務時間で除した数字に対象者の人数を掛けた人数（複数の勤務形態がある場合はそれぞれを合算し、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げるものとする。）

※ 所定勤務時間：事業所において定められている1週間の勤務時間

（例）週3日午前に勤務する従業者が5人、週2日午後に勤務する従業者が10人の場合

勤務する事業所における常勤者の通常の労働時間（所定勤務時間）が週40時間で、午前の勤務時間を9時から12時までの3時間、午後の勤務時間を13時から18時までの5時間と仮定した場合、3時間/日×3日÷40時間×5（人）＋5時間/日×2日÷40時間×10（人）＝1.125（人）＋2.5（人）＝3.625（人）となり、これを小数点以下で切り上げ、4（人）が上記②に該当する従業者数となる。

（入力例）

以下の例にならい、入力すること。

- ① 外部事業者を活用していない場合
 - ・登録対象業務の従業者数：A人
 - ・うち申請事業者の登録対象業務の従業者数：A人
 - ・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：0人
- ② 外部事業者を活用している場合（外部事業者の従業者が従事している場合）
 - ・登録対象業務の従業者数：B＋C人
 - ・うち申請事業者の登録対象業務の従業者数：B人
 - ・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：C人
- ③ 指定管理者制度等を活用している場合（登録対象業務の従業者がすべて外部事業者の従業者である場合）
 - ・登録対象業務の従業者数：D人
 - ・うち申請事業者の登録対象業務の従業者数：0人
 - ・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：D人

（備考欄）

登録対象業務の従業者数の登録対象業務ごとの内訳を入力する。

（4）接種実施医療機関情報

当該事業所において登録申請時に接種実施医療機関が確保できている場合は下記の事項を入力する。

(医療機関名)

接種実施医療機関名を全角文字を用いて入力すること。開設届、医療機関と取り交わした覚書等と一致させること。

(例) ○○病院

(郵便番号及び所在地)

郵便番号欄に7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。開設届、医療機関と取り交わした覚書等と一致させること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

(例) 〒100-8916⇒1008916、○○県○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(電話番号及びFAX番号)

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) TEL:03-3595-3426⇒0335953426

(E-mailアドレス)

半角英数字を用いて入力すること。E-mailアドレスがない場合は、空欄で差し支えない。

(備考欄)(接種実施医療機関が未確保の場合のみ入力)

当該事業所において接種実施医療機関が確保できていない場合は、登録申請時点で検討している方法を備考欄に入力すること。(○○病院(○○県○○市)で実施を検討、未定等)

なお、接種実施医療機関が確保できていない場合でも、接種実施医療機関の項目については、管理システムの都合上、入力する必要があるため、登録申請時には、下記の通りダミー情報を入力すること。

※医療機関名：病院

※医療機関名(ふりがな)：びょういん

※郵便番号：1008916

※所在地(都道府県)：東京都

※所在地(市区町村)：千代田区

※所在地(町名以下)：霞が関1丁目2-2

※電話番号：000000

登録完了後に接種実施医療機関を確保した際、登録変更の届出によって、改めて接種医療機関情報を入力し直すこととする。なお、外部の医療機関を接種実施医療機関として確保する場合、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関(外部の医療機関)と覚書を

作成し、取り交わしておく必要がある。

なお、登録要領別添 3 のとおり覚書の様式を示すので、適宜活用されたい。

別添 1：登録申請書の入力例

別添 2：特定接種管理システムにおける登録申請方法

登録申請書の入力例(民間)

別添1

1. 申請者の設立主体の選択

申請者の設立主体	
申請者の設立主体を選択してください。 ※「民間」を選択すると、登録事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。	
☒ 民間 ☐ 国、都道府県、市区町村	国、地方公共団体、行政 執行法人及び特定地方 独立行政法人以外の場 合は、「民間」を選択して 下さい。

2. 登録申請書の入力例

特定接種登録申請書	
厚生労働大臣 殿 ※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には産務の記載はありません。	
申請者 (事業者) 情報	※ 事業者名 ※ 事業者名(ふりがな) ※ 代表者氏名 ※ 代表者氏名(ふりがな) ※ 郵便番号 半角数字でハイフン不要 ※ 所在地(都道府県) - 未選択 - ※ 所在地(市区町村) - 未選択 - ※ 所在地(町名以下) ※ 電話番号 半角数字でハイフン不要 FAX番号 半角数字でハイフン不要 ※ E-mailアドレス test-tokutei@mh1w.go.jp ※ 産業医の選任の有無 事業の種類が、新型コロナウイルス感染症等伝染性、重大・緊急伝染性、社会保険、社会福祉・介護事業は選任の必要はないが「有」にチェックすること ※ 業務継続計画の有無 備考1 備考2
	法人名を入力して下さい。法人化していない個人事業主は、氏名を入力して下さい。
	個人事業主の場合は再度氏名を入力して下さい。
	7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。
	市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないでください。
	E-mailアドレスは自動入力されているので、変更が必要な場合は半角英数字で入力すること。
	産業医の選任をしている場合は「有」にチェックして下さい。
	業務継続計画を作成している場合は「有」にチェックして下さい。
	許可番号又は会社法人等番号を入力して下さい。
	次へ クリア

事業所と接種実施医療機関の登録

リストのアップロード

参照...

こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。

事業所情報

※事業所名

※事業所名(ふりがな)

※郵便番号

半角数字でハイフン不要

※所在地(都道府県)

※所在地(市区町村)

※所在地(町名以下)

※電話番号

半角数字でハイフン不要

FAX番号

半角数字でハイフン不要

E-mailアドレス

申請事業者の全従業員

検索

事業の種類情報

※事業の種類

※事業の種類の細目1

事業の種類の細目2

登録対象業務の従業員数
(常勤換算)

※うち申請事業者の登録
対象業務の従業員数

※うち外部事業者の登録
対象業務の従業員数

備考

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。

追加登録

接種実施医療機関情報

※医療機関名

※医療機関名(ふりがな)

※郵便番号

半角数字でハイフン不要

※所在地(都道府県)

※所在地(市区町村)

※所在地(町名以下)

※電話番号

半角数字でハイフン不要

FAX番号

半角数字でハイフン不要

E-mailアドレス

備考

検索

* 他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。

追加登録

確認画面へ

クリア

複数の事業所及び事業の種類を入力する場合は、Excelに入力することで一括でアップロードが出来ます。

7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。

市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。

申請事業者の当該事業所における全従業員数を入力してください。

プルダウン形式です。リストから選択して下さい。

自動計算されるため入力出来ません。

登録対象業務の従業員数の登録対象業務ごとの内訳を入力して下さい。

複数の事業の種類を登録する場合は追加登録できます。

接種実施医療機関が未定の場合は※欄は表記のように入力して下さい。

接種実施医療機関が未定の場合のみ、現時点で検討している方法を入力して下さい。

複数の事業所を登録する場合は、追加登録出来ます。

登録申請書の入力例(国、都道府県、市区町村)

別添1

1. 申請者の設立主体の選択

申請者の設立主体	
申請者の設立主体を選択してください。 ※「民間」を選択すると、登録事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。	
☐ 民間	☒ 国、都道府県、市区町村

国、地方公共団体、行政
執行法人及び特定地方
独立行政法人の場合は、
「国、都道府県、市区町
村」を選択して下さい。

2. 登録申請書の入力例

特定接種登録申請書	
厚生労働大臣 殿	
※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第81号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の同意となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。	
申請者 (事業者) 情報	※ 設立区分 - 未選択 -
	※ 事業者名
	※ 事業者名(ふりがな)
	※ 代表者氏名
	※ 代表者氏名(ふりがな)
	※ 郵便番号 検索
	※ 所在地(都道府県) - 未選択 -
	※ 所在地(市区町村) - 未選択 -
	※ 所在地(町名以下)
	※ 電話番号
FAX番号	
※ E-mailアドレス test-tokutei@mhlw.go.jp	
備考1	
備考2	
次へ クリア	

申請書の入力に偽りがな
いことをチェックして下さい。

所属機関に応じ、①国②都
道府県③市区町村をリストか
ら選択してください。

所属機関名を入力してください。

所属機関の代表者名を入力し
てください。

7桁の数字を入力し、検索ボタ
ンを押すと、所在地が自動入
力されます。町名以下を入力く
ださい。

市外局番から入力して下さい。
ハイフン及び括弧は用いないで
ください。

E-mailアドレスは自動入力され
ているので、変更が必要な場合
は半角英数字で入力すること。

事業の種類情報で、外部
事業者の登録対象業務
の従業者数を入力する場
合は、産業医を選任して
いる旨及び業務継続計画
を作成している旨を入力
してください。

事業所と接種実施医療機関の登録

リストのアップロード

参照...

こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。

事業所情報

※	事業所名	
※	事業所名 (ふりがな)	
※	郵便番号	
半角数字でハイフン不要		
※	所在地 (都道府県)	- 未選択 -
※	所在地 (市区町村)	- 未選択 -
※	所在地 (町名以下)	
※	電話番号	
半角数字でハイフン不要		
	FAX番号	
半角数字でハイフン不要		
	E-mailアドレス	
	申請事業者の全従業員数	

複数の事業所及び事業の種類を入力する場合は、Excelに入力することで一括でアップロードが出来ます。

7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。

市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。

申請事業者の当該事業所における全従業員数を入力してください。

事業の種類情報

※	事業の種類	- 未選択 -
※	事業の種類の細目1	- 未選択 -
	事業の種類の細目2	- 未選択 -
	登録対象業務の従業員数 (常勤換算)	
※	うち申請事業者の登録対象業務の従業員数	
※	うち外部事業者の登録対象業務の従業員数	
	備考	

プルダウン形式です。リストから選択して下さい。

自動計算されるため入力出来ません。

登録対象業務の従業員数の登録対象業務ごとの内訳を入力して下さい。

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。
 追加登録

接種実施医療機関情報

※	医療機関名	病院
※	医療機関名 (ふりがな)	びょういん
※	郵便番号	1008916
半角数字でハイフン不要		
※	所在地 (都道府県)	東京都
※	所在地 (市区町村)	千代田区
※	所在地 (町名以下)	顔が関 1丁目 2-2
※	電話番号	000000
半角数字でハイフン不要		
	FAX番号	
半角数字でハイフン不要		
	E-mailアドレス	
	備考	

複数の事業の種類を登録する場合は追加登録できます。

接種実施医療機関が未定の場合は※欄は表記のように入力して下さい。

接種実施医療機関が未定の場合のみ、現時点で検討している方法を入力して下さい。

*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。
 追加登録

確認画面へ
クリア

複数の事業所を登録する場合は、追加登録出来ます。

1. 特定接種管理システムにおける登録申請方法

①下記のリンクにアクセスすると本システムの【ログイン画面】が表示されます。
<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

②【ログイン画面】にて[初めての方へ]ボタンをクリックします。

③【初めての方への】画面が表示されます。

- ④[E-mailアドレス]、[E-mailアドレス(確認)]を入力してください。
[送信]ボタンをクリックすると入力したE-mailアドレスに登録申請画面を表示するためのURL付きのメールを送信します。

特定接種管理システム

はじめての方へ

※E-mailアドレスを入力して「送信」ボタンをクリックしてください。
※送信されるURLにアクセスして登録申請を行ってください。

E-mailアドレス

E-mailアドレス(確認用)

送信

クリック

アップロードするためのExcelシートは以下のURLからダウンロードができます。必要に応じてダウンロードしてください。
[tokuteisessyu01.xlsx](#)

入力項目	最大入力
E-mailアドレス	50文字

※送信ボタンをクリックすると、入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

- ⑤送信されたメールには、登録申請画面にアクセスできるURLと、複数の事業所情報を一括でアップロードするためのExcelシートをダウンロードするためのURLが送付されます。アップロード方法については、「特定接種登録申請書の入力に関する手引き」の4事業所情報をご参照ください。

- ⑥送信されたURLにアクセスすると登録申請画面が表示されますので、まず、申請者の設立主体を選択し、登録申請書(別添1を参照)に必要な事項を入力してください。

特定接種管理システム

はじめての方へ

申請者の設立主体を選択して下さい。
※「民間」を選択すると、民間事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると、国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。

● 民間 ● 国、都道府県、市区町村

⑦同意事項をご確認いただき、チェックを入れてください。

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

※ ☒ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

⑧必要事項を入力したら、「確認画面へ」をクリックしてください。

接種実施
医療機関情報

※医療機関名	P
※医療機関名(ふりがな)	P
※郵便番号 半角数字でハイフン不要	1008916
※所在地(都道府県)	東京都
※所在地(市区町村)	千代田区
※所在地(町名以下)	霞ヶ関1丁目2番2号
※電話番号 半角数字でハイフン不要	1111111111
FAX番号 半角数字でハイフン不要	0000000000
E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
備考	

※他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。 追加登録

確認画面へ
クリア

クリック

⑨確認が完了したら、「送信」ボタンをクリックしてください。
 なお、「送信」ボタンをクリックすると申請書を修正することが出来なくなりますのでご注意ください。

事業の種類情報

事業の種類	新型インフルエンザ等医療型
事業の種類(細目1)	
事業の種類(細目2)	
登録対象業務の従業員数 (常勤換算)	9
うち申請事業者の登録対象業務の従業員数	5
うち外部事業者の登録対象業務の従業員数	4
備考	*****

接種実施
医療機関情報

医療機関名	いんふる
医療機関名(ふりがな)	いんふる
郵便番号	1008916
所在地(都道府県)	東京都
所在地(市区町村)	
所在地(町名以下)	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
備考	*****

※送信ボタンをクリックすると、④で入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

送信
Web申請登録画面に戻る
印刷

クリック

⑨登録申請が完了すると、登録申請の申請者情報で入力したE-mailアドレスに、登録申請完了のお知らせと、ログインID及びパスワードが付与されます。なお、ログインIDは④で入力したE-mailアドレスになります。

件名： 特定接種管理システムから次の案件が届いています。

登録申請が完了しました。
ログインIDとパスワードは以下になります。

ログインID: ○○○○@○○○○
パスワード: ○○○○○○○○○○

※申請内容の確認や疑義照会時の修正等で、ログインする場合は、
2. 特定接種管理システムのログイン方法を参照してください。

2. 特定接種管理システムのログイン方法

①下記のリンクにアクセスすると本システムの【ログイン画面】が表示されます。

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

②[ログインID]および[パスワード]に、登録申請完了時に通知した
[ログインID]と[パスワード]を入力してください。

[ログイン]ボタンをクリックすると、本システムにログインすることができます。

特定接種管理システム

ログインID

パスワード

ログイン

クリア

ログインIDを入力

パスワードを入力

クリック

初めての方へ パスワードの変更 パスワードを忘れた

入力項目	最大入力	登録内容
ログインID	50文字	IDを入力して下さい。
パスワード	32文字	パスワードを入力して下さい。

③ログインすると、申請内容の確認や疑義照会時の申請書の修正ができます。
なお、申請書の修正は疑義照会時にしか出来ません。

3. パスワードを変更する。

①【ログイン画面】にて[パスワード変更]ボタンをクリックします。

特定接種管理システム

ログインID

パスワード

ログイン クリア

初めての方へ **パスワードの変更** パスワードを忘れた

クリック

②【パスワード変更画面】が表示されます。

特定接種管理システム

ログインID

既存パスワード

新しいパスワード

新しいパスワード(確認)

取消 変更

③[ログインID]、[パスワード]、[新しいパスワード]、[新しいパスワード(確認)]を入力します。

The diagram shows a form with four input fields: ログインID, 既存パスワード, 新しいパスワード, and 新しいパスワード(確認). Each field is highlighted with a red border. To the right, four callout boxes with orange dashed borders point to the fields: ログインIDを入力, パスワードを入力, 新しいパスワードを入力, and 新しいパスワード. Below the fields are two buttons: 取消 and 変更.

入力項目	最大入力文字数	入力内容
ログインID	50文字	IDを入力してください。
パスワード	32文字	既存のパスワードを入力してください。
新しいパスワード	32文字	8文字以上の半角英字と半角数字を組み合わせ入力してください。 大文字と小文字は区別されません。
新しいパスワード(確認)	32文字	新パスワードと同じ内容を入力してください

④すべての入力完了したら、[変更]ボタンをクリックします。
[変更]ボタンをクリックすると、入力した新しいパスワードに変更され、「パスワードの変更」メールが送信されます。入力に誤りがある場合、エラーメッセージが表示されるので、修正後に再度[変更]ボタンをクリックしてください。

The screenshot shows the '特定接種管理システム' (Specific Vaccination Management System) interface. The title bar is dark blue with the system name in white. Below it is a light blue header bar with 'パスワードの変更' (Change Password) and a '閉じる' (Close) button. The main content area is white and contains the same form as the diagram above. The '変更' (Change) button is highlighted with a red box, and an orange arrow points to it with the label 'クリック' (Click). A red callout box with white text says: '※変更ボタンをクリックすると、1④で入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。' (When you click the change button, an email will be sent to the E-mail address entered in 1④).

4. パスワードを再発行する。

ログインIDやパスワードを忘れた場合は、パスワードの再発行を行ってください。

①【ログイン画面】にて[パスワードを忘れた]ボタンをクリックします。

特定接種管理システム

ログインID

パスワード

ログイン クリア

初めての方へ パスワードの変更 **パスワードを忘れた**

クリック

②【パスワードを忘れた画面】が表示されます。

③[E-mailアドレス]及び[電話番号]を入力します。

パスワードを忘れた場合は、以下に登録E-mailアドレスおよび電話番号を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。登録E-mailアドレスに新しいパスワードを送信します。

E-mailアドレス

電話番号

送信 クリア

E-mailアドレスを入力

電話番号を入力

入力項目	最大入力 文字数	入力内容
E-mailアドレス	50文字	申請時に「申請者情報」で入力したE-mailアドレスを入力してください。
電話番号	20文字	申請時に「申請者情報」で入力した電話番号を入力してください。

④E-mailアドレスと電話番号を入力したら[送信]ボタンをクリックします。
[送信]ボタンをクリックすると、当該E-mailアドレスにログインID及び新しいパスワードを送信します。入力に誤りがある場合、エラーメッセージが表示されるので、修正後に再度[送信]ボタンをクリックしてください。

特定接種管理システム

パスワードを忘れた 閉じる

パスワードを忘れた

パスワードを忘れた場合は、以下の項目を入力し「送信」ボタンをクリックしてください。
申請時に入力したE-mailアドレスに新しいパスワードを送信します。

E-mail アドレス:

電話番号:

クリア 送信

クリック

※送信ボタンをクリックすると、1④で入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

⑤申請者情報で入力したE-mailアドレスに新しいパスワードが送信されます。

件名: 特定接種管理システムから次の案件が届いています。

パスワードを再発行しました。
ログインID及び新しいパスワードは以下になります。

ログインID : ○○○○○○
パスワード: ○○○○○○

特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Q & A**登録事業者**

問1. どのような事業者が登録できますか。

（答）①「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成25年厚生労働省告示第369号。以下「登録基準告示」という。）の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」（以下「登録対象事業」という。）でお示しした事業を行う事業者であって、②産業医を選任（ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）し、かつ、③業務継続計画（BCP）を作成している事業者であれば、登録することができます。

なお、ワクチンはあくまで業務継続のための支援ツールの1つに過ぎず、特定接種の実施の要否や、実際の接種の対象となる業種、配布されるワクチン数なども、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部にて決定されることとなりますので、登録されたことを以て特定接種を受けられるわけではないことにご留意ください。

問2. 登録基準告示に示されていない業種の事業者は、登録できますか。

（答）登録対象事業は、特定接種が住民接種より基本的には先に開始するという制度趣旨に基づき、国民にとって十分理解が得られるものとして定めたものですので、この登録対象事業に該当しない事業者は、登録できません。

登録対象事業は、原則として日本標準産業分類上の整理としていますが、この登録対象事業と同じ社会的役割を担う事業者であれば、当該登録対象事業を行う事業者とみなして登録することができます。（登録要領別添1の表の※1をご参照ください。）

例えば、日本標準産業分類上、新聞業と通信社は区別されていますが、「新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供」という新聞業と同じ社会的役割を担う通信社については、新聞業とみなして登録することができます。

問3. 具体的にどのような事業や業務が、登録基準告示に示された「事業の種類」や「事業の種類の細目」、「対象業務」に該当するのかについて教えてください。

（答）登録基準告示でお示しした「事業の種類」や「事業の種類の細目」、「対象業務」の詳細については、登録要領別添1の表でお示しした担当府省庁にお問い合わせください。

問4. 指定公共機関や指定地方公共機関も登録事業者として申請できますか。

（答）登録事業者として申請できるかどうかは、指定公共機関や指定地方公共機関とは無関係であり、登録対象事業に該当する事業者であるかどうかによります。また、登録対象者として登録申請人数に計上できる従業者についても、登録基準告示の「対象業務」（以下「登録対象業務」という。）に直接従事する者に限ります。

従って、指定（地方）公共機関の指定を受けた事業者であっても、上記の要件に該

当しない場合には登録対象外となります。

問5. フランチャイズを行っている場合は、フランチャイズ元の事業者がフランチャイズ先も含めて登録申請を行うのですか。

(答) フランチャイズは、自己の商号、商標等の使用权をフランチャイズ先の事業者に与えているにすぎず、事業主体はあくまでもフランチャイズ先の事業者であることから、フランチャイズ先の事業者が登録事業者として登録申請を行うことになります。

従って、フランチャイズ先の事業者が登録申請に当たって、産業医を選任（ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）し、業務継続計画を作成する必要があります。

なお、フランチャイズ元の事業者とフランチャイズ先の事業者との間で登録申請の代理委任契約を有効に結んでいる場合は、フランチャイズ元の事業者が一括して代理申請を行うことも可能です。この場合、登録申請書の入力・提出に当たっては、以下の「登録申請書入力・提出上の留意点」をご参照ください。また、申請時に当該委任契約書（委任状）の写しを担当府省庁にご提出ください。担当府省庁は、登録申請書の内容を確認した後、当該委任契約書（委任状）の写しを厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室に提出してください。

【登録申請書入力・提出上の留意点】

- ・ 申請者情報に、委任先（フランチャイズ元）の事業者情報を入力すること。
- ・ 申請者情報の備考欄2に、①代理申請である旨、②委任元（フランチャイズ先）のすべての各事業者において産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力すること。
- ・ 事業所情報に、委任元（フランチャイズ先）の事業者の事業所情報を入力する際は、事業所名の冒頭に「(●●社代理)」(注：「●●社」は委任元（フランチャイズ先）の事業者名)を入力すること。
- ・ 委任契約書（委任状）の記載事項には、少なくとも次の事項を含むこと。
 - (1) 委任先（フランチャイズ元）の事業者の①名称、②代表者氏名、③所在地
 - (2) 委任元（フランチャイズ先）のすべての事業者の①名称、②代表者氏名、③所在地、④登録申請に係る事業所の名称及び所在地
- ・ 申請者情報に入力したE-mailアドレス（委任先（フランチャイズ元）のE-mailアドレス）は、登録申請関係のほか、新型インフルエンザ等の発生時に特定接種の総枠や当該委任元（フランチャイズ先）の事業者に係る特定接種の接種対象者数の連絡などに使用されること。

問6. 国や地方公共団体が設置する公設機関の場合は、どこが登録事項の報告を行うのでしょうか。

(答) 当該公設機関を設置する国（●●省）や地方公共団体（▲▲県、■市など）が報告を行います。

登録事業者と同様の職務を担う公務員（区分3の公務員）については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づいた登録は不要ですが、特定接種の実施に際し、必要なワクチン数の把握や円滑な

ワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国や地方公共団体が登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、今回、公務員についても報告の対象としています。

問7. 指定管理者制度やPFI制度を用いて、国や地方公共団体が設置する公設機関を民間事業者が運営している場合は、どこが登録申請を行うのでしょうか。

(答) 当該公設機関で勤務する職員は公務員ではなく、運営事業者の職員となりますので、特措法に基づいた登録が必要となります。この場合、当該公設機関の設置者は国や地方公共団体であるため、設置者である国（●●省）や地方公共団体（▲▲県、■■市など）が登録申請を行います。具体的には、当該運営事業者の職員を外部事業者の職員として、登録対象者に該当する者（「外部事業者」の問2の回答を参照）を国や地方公共団体が登録申請を行うこととなります。

問8. 登録事業者になれば、必ず、特定接種を受けることができるのですか。

(答) 備蓄しているワクチンが発生した新型インフルエンザ等に有効でない場合は、備蓄ワクチンを使用した特定接種は実施されません。いずれにしても、特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において決定されることとなりますので、登録されたことを以て必ずしも特定接種を受けることができるわけではありません。

すなわち、政府対策本部で特定接種の接種対象業種とされない場合は、当該業種の事業者に対してはワクチンは配布されず、また接種対象業種とされたとしても、登録人数と同数のワクチンが必ずしも配布されるとは限りませんので、その点にご留意ください。

問9. 特定接種の対象とならなければ業務継続ができないのではないのでしょうか。

(答) 特定接種の対象については、既に登録基準告示で定められているとおりです。

特定接種については、現在国で備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、これを用いて実施することを想定していますが、有効であるかどうかは、発生した新型インフルエンザウイルスの亜型等の性状に依存するため、発生時に効果が期待できないことも想定されます。

また、ワクチンが発生した新型インフルエンザに有効である場合でも、欠勤の原因は、従業者本人のり患によるだけでなく、家族の世話、看護等による欠勤も想定されるため、欠勤者を減少させる効果は限定的なものです。さらに、新型インフルエンザの発生からワクチンの製造・供給までには一定の時間を要するため、流行のピークに間に合わない可能性も考えられます。（ワクチンはあくまで業務継続の支援ツールの1つという位置付けです。）

この他、例えば、働く世代にはそれ程重症化しないが、小児で重症化する場合などでは、対象業種を限定的にして住民接種が開始される可能性も想定されます。いずれにしても、特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において決定されることとなりますので、登録された

ことを以て必ずしも特定接種を受けることができるわけではありません。

このため、ワクチン接種を前提としない業務継続を計画していただく必要があると考えています。

なお、政府行動計画では、欠勤率はピーク時の約2週間に最大で40%程度と想定されています。

登録対象者

問1. 登録事業者が登録申請の際に、どのような人を登録対象者として登録申請人数に含めることができるのでしょうか。

(答) 登録対象業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である者を、登録対象者として登録申請人数に含めることができます。なお、当該業務に係る意思決定者も、登録対象業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である者に限り、登録対象者として含みます。

問2. 本社や事業所で管理業務などに従事する者も事業継続に必要不可欠ですが、登録対象者として登録申請人数に含めることはできないのでしょうか。

(答) 登録対象業務は、特定接種が住民接種より基本的には先に開始するという制度趣旨に基づき、国民にとって十分理解が得られるものとして定めたものですので、総務や経理、営業の職員など、この「対象業務」に直接関与しない管理部門や間接部門の職員は、登録対象者として登録申請人数に含めることはできません。

問3. 申請書には登録対象業務の従業者数を記入することになっていますが、名簿の提出も必要でしょうか。

(答) 名簿の提出は不要です。ただし、担当府省庁等が申請内容の確認の際、必要に応じて登録申請人数の積算根拠などの照会を行う場合がありますので、ご注意ください。

問4. 平時は登録対象業務には従事していませんが、新型インフルエンザ等が発生した際、当該業務に従事することが予め定められている者は、登録対象者となるのでしょうか。

(答) 発生時に当該業務に従事することが業務継続計画などで想定されている場合は、登録対象者となります。

一方、発生時に当該業務に従事するかどうか不明である者など、上記以外の者については登録対象者とはなりません。仮に発生時に当該業務に直接従事することになった場合、事業者により割り当てられたワクチンを配分することは可能です。

問5. 登録対象者の国籍に関する要件はありますか。

(答) 登録対象者については、国籍を問いません。

問6. 登録基準告示で示された「緊急物資」とは、どのような物資を指すのでしょうか。

(答) 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置の実施に必要な物資であり、国や都道府県からの売渡し要請等の対象になるものとして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令」(平成 25 年政令第 122 号) 第 14 条で定められた物資を指します。

具体的には次のとおりです。

- ・医薬品
- ・食品
- ・医療機器(注射器、メス、聴診器等)
- ・衛生用品(脱脂綿、ガーゼ、マスク等)
- ・再生医療等製品(ヒト細胞加工製品、動物細胞加工製品、遺伝子治療用製品)
- ・燃料(ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等)
- ・新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの(緊急事態宣言時に必要に応じて公示することとしています。)

事業所

問1. 申請書には、事業所ごとに登録対象業務の従業者数を記入することになっていますが、特定接種の対象となる業種や接種人数などは、発生時に政府対策本部において決定するとされています。その際、事業者全体の接種人数が決まるのでしょうか。それとも、事業所ごとの接種人数まで決まってしまうのでしょうか。

(答) 特定接種の接種対象業種や接種総数(配布されるワクチン数)などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において決定することになり、接種実施医療機関に届けられるワクチン数はこの決定に応じたものとなりますが、事業者全体としての接種人数の範囲であれば、各事業所への配分は、事業者の判断で適宜調整することは可能です。

ただし、登録完了後に、各事業所の接種実施医療機関を提出いただくこととなりますが、ワクチンはこの内容に応じて、各事業所ごとの接種人数分を接種実施医療機関に配送することとなり、接種時に接種実施医療機関ごとの配送量の調整をすることはできませんので、その点にご留意ください。

産業医

問1. 産業医の選任とは、どの程度までを言うのでしょうか。単に、事業者が普段から利用している医療機関が定まっていれば、産業医の選任と言えるのでしょうか。

(答) 「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) 第 13 条に規定する産業医を選任していることが必要となります(ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。)

具体的には、以下のいずれかに該当する医師を産業医として選任する必要があります。

- ・厚生労働大臣の指定する者(日本医師会及び産業医科大学)が行う労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修を修了した医師
- ・産業医の養成課程を設置している産業医科大学その他の大学で厚生労働大臣が指

定するものにおいて当該過程を修めて卒業し、その大学が行う実習を履修した医師

- ・労働衛生コンサルタント試験に合格した医師で、その試験区分が保健衛生である者
- ・大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師又はこれらの経験者

問2. 産業医は、産業医の選任義務のない事業所を含む全ての事業所において選任していなければ、要件を満たしたことはありませんのでしょうか。

(答) いずれか一つの事業所で産業医が選任されていれば、産業医の選任要件を満たしていることになります。

問3. 産業医の選任ではなく、例えば嘱託医の選任などで登録申請することはできないのでしょうか。

(答) 産業医の要件は、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにも記載されているように、特定接種を迅速に進め、住民接種をできるだけ早く実施するために、事業者自らが接種体制を整える必要があるという観点から求めているものであり、嘱託医ではなく、労働安全衛生法に規定する産業医を選任する必要があります。

問4. 産業医は、労働安全衛生法上、50人以上の事業所に選任義務があるとされていますが、50人未満の事業所しか持たない事業者は、産業医の選任義務がないため、登録申請できないのでしょうか。

(答) 50人未満の事業所しか持たない事業者であっても、産業医を選任していれば、登録申請できます。

問5. 特定接種を実施する医師は産業医でなければならないのでしょうか。

(答) 実際に特定接種を実施する医師は、必ずしも産業医である必要はありません。

問6. 産業医の選任を示す資料として、申請書に何を提出すればよろしいのでしょうか。

(答) 申請時には何も提出は求めませんが、担当府省庁等が申請内容の確認の際、必要に応じて、産業医としての雇用契約書や外部の産業医との契約書等、産業医の選任を示す資料の提出を求めることがありますので、ご注意ください。

問7. 産業医の選任に時間がかかるため、選任予定で申請をすることは可能でしょうか。

(答) 産業医の選任は登録要件であるため、選任予定では申請することはできません。

問8. 国や地方公共団体が設置する公設機関の場合も、産業医の報告が必須でしょうか。

(答) 区分3の公務員については、「登録事業者」の問6の回答でお示したとおり、特措法に基づいた登録は求められていませんので、登録の要件である産業医の選任を報告していただく必要はありません。

ただし、民間の外部事業者に管理又は運営を委託等しており、外部事業者の登録対象者に該当する職員（「外部事業者」の問2の回答を参照）を含めて登録申請人数とする場合は、当該職員は公務員の身分を有していませんので、特措法に基づく登録が必要となります。従って、この場合は産業医の選任について登録申請書への記載が必要となります（ただし、社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）。

業務継続計画（BCP）

問1. 業務継続計画には何を記載すればよいのでしょうか。

（答）業務継続計画には、特定接種の登録要領でお示ししているとおり、下記の4点の記載が必要です。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

問2. 業務継続計画にその他必要な事項として、特定接種の実施に必要な事項等の記載が求められていますが、どのような事項を記載すればいいのでしょうか。

（答）特定接種の実施に必要な事項については、少なくとも、業務、接種人数及び接種場所の3点に関して記載していただきたいと考えています。

この3点の記載内容として、例えば、

- ・ 業務 : 特定接種の実施の有無にかかわらず、新型インフルエンザ等の発生時から終息までの間、本計画中に記載する〇〇業務（重要業務かつ登録対象業務であるものを記載）を継続的に実施するよう努めること、
- ・ 接種人数 : 特定接種の対象となる従業者に対して、あらかじめ予防接種について説明し、同意を得た上で接種予定者名簿を作成しておくこと、
- ・ 接種場所 : あらかじめ接種実施医療機関の確保方法について検討しておき、登録後速やかに接種実施医療機関を確保すること（既に確保している場合は、接種実施医療機関の名称・所在地）、

などを記載することが考えられます。

なお、上記の接種人数については、例えば、業務継続計画の中にこうした事項に係る方針を記載しておくことを求めるものであり、必ずしも具体的な人数の記載まで求めるものではありません。

問3. 指定公共機関や指定地方公共機関として、業務計画を既に作成していますが、この業務計画を業務継続計画として、登録申請することはできますか。

（答）「業務継続計画」の問1の回答でお示した事項が記載されていれば、業務計画を業務継続計画として、登録申請をすることができます。

問4. 業務継続計画のひな形は示されるのでしょうか。

(答) 業務継続計画は、業種によって業務類型などが異なりますので、統一的なひな形をお示しする予定はありません。

問5. 登録事業者として厚生労働大臣に登録されたとしても、接種を受ける確定的な権利は発生しないとされていますが、ワクチンが配布されない場合でも、新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続する努力義務は課されるのでしょうか。

(答) 登録事業者には、特措法第4条第3項に基づき、特定接種の実施にかかわらず、業務継続の努力義務が課せられます。

なお、特定接種は、業務継続を支援するツールの一つにすぎず、備蓄しているワクチンが発生した新型インフルエンザ等に有効でない場合などにおいて、特定接種が実施されないこともありますので、特定接種の実施を前提とすることなく、これ以外の対策も用いて、業務継続計画に基づき、当該業務を継続していただきたいと思います。

問6. 業務継続計画を申請書に添付して提出する必要はありますか。それとも、作成していれば、登録要件を満たしていると考えてよいですか。

(答) 「業務継続計画」の問1の回答でお示した事項が記載された業務継続計画を作成していれば、登録要件を満たします。

業務継続計画は、主たる事務所又は事業所に備え付けることになっており、申請時の提出は求めていませんが、担当府省庁等が申請内容の確認の際、必要に応じて、提出を求めることがありますので、ご注意ください。

問7. 業務継続計画の作成に時間がかかるため、作成予定として申請をすることは可能でしょうか。

(答) 業務継続計画の作成を登録要件としているため、作成予定では申請することはできません。

登録事業者には、特措法上、業務継続の努力義務が課せられていることから、新型インフルエンザ等の発生時から終息時までの間、業務を継続し得る体制や計画が整備されている必要があります。従って、登録申請時までに業務継続計画を作成していることが必要です。

問8. 国や地方公共団体が設置する公設機関の場合も、業務継続計画の作成が必須でしょうか。

(答) 区分3の公務員については、「登録事業者」の問6の回答でお示したとおり、特措法に基づいた登録は求められていませんので、業務継続計画の作成について、登録申請書への記載は不要ですが、新型インフルエンザ等の発生時においても業務継続がなされるよう、登録事業者と同様に業務継続計画を作成していただきたいと思います。

ただし、民間の外部事業者に管理又は運営を委託等しており、外部事業者の登録対象者に該当する職員（「外部事業者」の問2の回答を参照）を含めて登録申請人数とする場合は、当該職員は公務員の身分を有していませんので、特措法に基づく登録が必要となります。従って、この場合は業務継続計画の作成について登録申請書への記載が必要となります。

常勤換算

問1. 週3日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

（答）登録事業者において、登録対象業務に直接従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

問2. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

（答）パートタイム職員Aさんの登録対象業務に従事する1週間あたりの延べ勤務時間を、その勤務する事業所で定められている1週間あたりの勤務時間（所定労働時間）で除した数字に1人を掛けた人数が、常勤換算した従業者数となります。

例えば、所定労働時間が週40時間の事業所において、週3日、午前中（8時から12時までの4時間と仮定）だけ勤務するAさんについて常勤換算した従業者数は、 $(4 \text{ 時間} \div \text{日} \times 3 \text{ 日} \div 40 \text{ 時間}) \times 1 \text{ 人} = 0.3 \text{ 人}$ となります。

なお、登録申請人数は、各事業所の中で業種ごとに記入していただくこととなりますが、各事業所の業種ごとに集計して端数が生じた場合は、業種ごとに小数点以下を切り上げてください。

問3. 複数の事業者で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。それぞれの事業者において常勤換算し、それぞれの事業者で登録申請すれば良いですか。

（答）特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、事業者が事業所ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。

複数の事業者で勤務している職員であって、それぞれの事業者で当該職員が登録対象業務に従事する者として計上される場合は、それぞれの事業者で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録申請してください。

例えば、A社において週2日、B社において週3日登録対象業務に従事する職員は、A社において常勤換算した $2 \text{ 日} \div 5 \text{ 日} \times 1 \text{ 人} = 0.4 \text{ 人}$ として登録申請し、B社においても常勤換算した $3 \text{ 日} \div 5 \text{ 日} \times 1 \text{ 人} = 0.6 \text{ 人}$ としてそれぞれ登録申請してください。

問4. 夜勤のみの場合、どのように常勤換算すればいいですか。

（答）夜勤の時間も常勤換算にあたって勤務時間数に含めて差し支えません。

問5. 宿日直勤務者について、労働基準監督署長の許可を得た場合には、労働基準法上の労働時間、休憩、休日に関する規定の適用が除外されることとなっていますが、そ

の場合、どのように常勤換算すればいいですか。

(答) 労働基準監督署長の許可が必要となる宿日直については、ほとんど労働の必要のない業務を行っていることが前提となりますので、常勤換算にあたって勤務時間数に含めることはできません。

なお、夜勤という取扱いであれば、「常勤換算」の問4の回答でお示したとおり、勤務時間数に含めることができます。

問6. 平時には登録対象業務に従事しないが、新型インフルエンザ等の発生時に従事することが想定されている場合は、「登録対象者」の問4の答えによると、登録対象者として登録申請人数に含めることができるとのことでしたが、その場合、どのように常勤換算すればいいですか。

(答) 発生時に登録対象業務に従事すると想定される時間を基に常勤換算を行ってください。

問7. なぜ、登録申請人数を常勤換算しなければならないのですか。

(答) 常勤換算は、特定接種に用いることができるワクチンには限りがある中で、例えば、週1日しか勤務しない者が5人いる場合と、週5日勤務する者が1人いる場合とで、公平性を保つことが、その理由です。

問8. 例えば、5人のパート職員が曜日ごとに交代で各日1名で勤務を行っていて、常勤換算したところ1人分となった場合、1人分のワクチンを5人に分割して接種するのですか。それとも、5人のうち1人を選択して接種するのでしょうか。

(答) 誰に接種するのか(接種対象者)については、実際に供給されたワクチン数に応じて、登録事業者の判断で決めてください。

ただし、ワクチンは承認された用法・用量に基づいて接種しなければなりませんので、1人分のワクチンを分割して接種することはできません。

外部事業者

問1. どのような事業者が外部事業者に該当するのですか。

(答) 外部事業者とは、その登録事業者以外の事業者であって、登録対象業務に従事する者を有する事業者を指します。例えば、登録事業者から登録対象業務を受託している事業者や、登録対象業務に従事する職員を登録事業者に派遣する人材派遣会社は、登録事業者ではありませんが、登録対象業務に従事する職員の雇用主は、当該受託している事業者や当該人材派遣会社なので、当該登録事業者の外部事業者となります。(上記の要件に該当する限り、他の業種の登録事業者を排除するものではありません。)

なお、単に外部事業者の職員であるだけでは、登録事業者の登録申請人数に加えることはできません(「外部事業者」の問2の回答を参照)。

問2. 外部事業者の職員のうち、どのような人を登録対象者として登録申請人数に加える

ことができるのでしょうか。

(答) 外部事業者の職員のうち、登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となつて行う者であつて、かつ、当該業務の継続に必要不可欠であるものを登録対象者として、登録事業者が登録申請する際の登録申請人数に加えることができます。

なお、登録事業者に非常駐の外部事業者の職員（上記の要件を満たさない職員）に対しても、登録事業者の責任で、登録事業者に割り当てられたワクチンを配分して接種することが可能です。

問3. 登録事業者が、登録対象業務を自社のグループ会社に委託している場合、登録事業者が申請するのでしょうか。それとも、グループ会社が申請するのでしょうか。

(答) 当該グループ会社の職員が、委託元の登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となつて行い、かつ、当該業務の継続に必要不可欠である場合に限り、当該グループ会社を外部事業者として、委託元の登録事業者が外部事業者の登録申請人数も含めて登録申請を行うことができます。なお、この場合、特定接種も当該登録事業者の責任で実施することになります。

問4. 外部事業者の職員を登録事業者の登録申請人数に含めて申請する場合、外部事業者も産業医の選任や業務継続計画の作成が必要でしょうか。

(答) 産業医の選任及び業務継続計画の作成は、登録事業者に課せられた要件ですので、外部事業者は、産業医の選任、業務継続計画の作成は不要です。

ただし、登録事業者の業務継続計画において、業務継続のために当該外部事業者の職員を必要とする根拠などを記載することが望ましいと考えています。

問5. 水先業者、タグ事業者の職員については、登録事業者に常駐していなくても登録申請人数に計上できると考えていいのですか。

(答) これらの事業者のうち、水運業者である登録事業者が行う緊急物資の運送業務に必要な事業者については、当該登録事業者に常駐していなくても、一体型外部事業者として当該登録事業者の登録申請人数に計上することができます。(登録要領別添1の表の※2をご参照ください。)

なお、登録申請の際、登録申請人数の計上は外部事業者の分も含めて登録事業者の判断で行うことになりますが、これらの外部事業者から登録事業者に対して、登録対象者に含めるよう働きかけても差し支えません。

問6. 倉庫業者、港湾運送業者、貨物利用運送業者の職員については、登録事業者に常駐していなくても登録申請人数に計上できると考えていいのですか。

(答) これらの事業者のうち、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、緊急物資の荷主企業や運送事業者である登録事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っている場合、当該登録事業者に常駐していなくても、一体型外部事業者として当該登録事業者の登録申請人数に計上することができます。(登録要領別添1の表の※3をご参照ください。)

なお、登録申請の際、登録申請人数の計上は外部事業者の分も含めて登録事業者の判断で行うこととなりますが、これらの外部事業者から登録事業者に対して、登録対象者に含めるよう働きかけても差し支えません。

問7. 「登録事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶ」とは、どの程度の期間を指すのでしょうか。

（答）長期的（恒常的）な契約とは、例えば、登録事業者が緊急物資の運送の際、必ずこの事業者を利用することになっているなど、契約上、緊急物資の運送に関して登録事業者と平時から結びついており、一体的な業務を行っている場合を指します。

一方、短期的な契約は、緊急物資の運送の都度、契約をする場合を指します。

問8. 職員以外に、派遣社員、業務委託など、各種の雇用形態が存在しますが、各雇用形態が、申請書の「申請事業者の従業者数」と「外部事業者の従業者数」のどちらに該当するのか教えてください。

（答）登録事業者に雇用されている者が、「申請事業者の従業者」であり、派遣社員、業務委託など、その登録事業者以外の事業者（外部事業者）に雇用されている者が、「外部事業者の従業者」となります。

ただし、「外部事業者の従業者」として計上できる者は、登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、かつ、当該業務の継続に必要不可欠であるものに限ります。

接種実施医療機関

問1. 登録申請時には接種実施医療機関の確保は必要ないのですか。

（答）登録申請時点では、接種実施医療機関の確保は必須ではありませんが、接種実施医療機関を未定として登録申請した場合は、登録完了後に接種実施医療機関の確保が必要となります。接種実施医療機関の確保後 30 日以内に、特定接種管理システム上で登録変更の届出を行ってください。

問2. 特定接種の実施の際には、接種実施医療機関に対して、10ml バイアル（小瓶）のワクチンが供給されるのですか。

（答）ワクチンは、原則として、10ml のバイアル（小瓶）で供給することを想定しています。

問3. 新型インフルエンザ等対策ガイドライン(P97)において「100 人以上を単位として接種体制を構築する」とありますが、接種実施医療機関を確保する際に、必ず 100 人以上の接種体制を構築しなければならないのですか。

（答）接種体制が構築されていれば、100 人以下であっても構いませんが、可能な限り、100 人以上を前提とした接種体制の構築をお願いします。

問4. 接種実施医療機関の E-mail アドレスも登録は必須ですか。

(答) 接種実施医療機関の E-mail アドレスの登録は必須ではありません。E-mail アドレスがない場合は、空欄とすることができます。

WEB 登録の事務

問1. E-mail アドレスの入力は必須ですか。E-mail アドレスを持たない事業者は、登録申請できないと考えてよいですか。

(答) 特定接種の実施時や登録更新時の連絡などに使用するため、事業者の E-mail アドレスの入力は必須です。ただし、手引きに記載のとおり、緊急時に連絡が取ることが可能であれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも差し支えありません。なお、事業所の E-mail アドレスの入力は必須ではありません。

問2. 申請書の内容に疑義が生じた場合、登録対象業務の従事者数に係る算出根拠等の照会を行うと登録要領に記載がありますが、どのような方法で連絡が来るのでしょうか。

(答) 疑義照会の連絡は、すべて特定接種管理システム上で行います。

問3. 登録申請しても、登録されない場合もあり得ると考えますが、その理由は厚生労働省から回答されますか。

(答) 登録しない場合には、特定接種管理システム上で、厚生労働省から当該事業者に対し、理由を付してその旨を通知することとなります。

問4. 登録申請に関する周知は、厚生労働省のホームページなどでもされますか。

(答) 厚生労働省から担当府省庁を経由して周知する予定です。

問5. システムの使用方法についての相談窓口はありますか。

(答) システムの使用方法については、ヘルプデスクを設けております。

ヘルプデスク：

- ・ 電話 03-5510-3318
- ・ FAX 03-5510-3316
- ・ メールアドレス tokuteisessyu@tokuteisessyu.jp

問6. 軽微な変更は変更の届出が不要とのことですが、どのような変更の場合に変更の届出が必要となるのでしょうか。

(答) 少なくとも、公表事項（登録申請事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地並びに登録人数（5%以上の増減を伴うものに限る。）、登録申請事業者の連絡先（電話番号及び E-mail アドレス）及び接種実施医療機関情報（接種実施医療機関名、所在地及び電話番号）の変更については、変更の届出が必要となります。

その他

問1. 特定接種による健康被害について救済制度はありますか。

(答) 特定接種は予防接種法第6条第1項に基づく臨時接種として実施するものであるため、予防接種法第15条に基づく健康被害救済制度の対象となります。

特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の確認の手引き

登録申請書の内容確認にあたっては、少なくとも以下の事項に留意するものとする。

1. 申請者（事業者）情報

【設立区分（公設機関の開設者のみ）】

- ・ 設立区分が正しく選択されていること。

（参考：入力の手引き）

設立主体に応じ①国、②都道府県、③市区町村をリストの中から選択すること。なお、行政執行法人については①国、特定地方独立行政法人についてはその設立団体に応じ②都道府県又は③市区町村を選択すること。

【事業者名】

- ・ 登録要領の別添 1 の「事業の種類」及び「事業の種類の詳細」に記載された事業を営む事業者であること。
- ・ 法人種別（株式会社、公益財団法人等）が正しく入力されていること。個人事業主の場合は氏名が入力されていること。
- ・ 公設機関において、指定管理者制度等を用いて運営委託している場合は、事業者名に府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名が入力されていること。

（参考：入力の手引き）

法人名、商号については、登記簿等と一致させること。法人種別については株式会社〇〇、公益財団法人△△など、省略せず入力すること。（株）や（公財）は用いない。なお、法人化していない個人事業主の場合は、氏名を入力すること。

また、公務員の場合は、その所属機関名（府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名）を入力する。

なお、公設機関において、指定管理者制度等により運営を行っている場合は、事業者名には府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名を入力し、事業所名に当該公設機関名を入力すること。

【代表者氏名】

- ・ 代表者氏名が正しく入力されていること。特に、個人事業主の場合は、事業者名に続き、再度、個人事業主の氏名が入力されていること。

（参考：入力の手引き）

登録申請事業者や公務員の所属機関の代表者名を入力する（理事長、代表取締役等。国の場合は、各府省庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長等）。

なお、法人化していない個人事業主の場合は、再度、個人事業主の氏名を入力すること。

【産業医の選任の有無】

- ・ 事業所情報の備考欄に記載された申請事業者の全従業者数が 50 人未満である場合など、

産業医の選任について疑義がある場合、必要に応じて登録申請事業者から根拠資料の提出等を求めることにより、産業医の選任の有無を確認する。なお、事業の種類が、社会保険・社会福祉・介護事業である場合は、産業医の選任が要件ではないため、確認不要である。

(参考：入力の手引き)

労働安全衛生法の所定の要件に該当する医師を産業医として選任している場合は「産業医の選任の有無」欄で「有」を選択すること（公設機関の開設者は、備考欄に入力すること）。なお、産業医を選任していない場合は登録申請の対象とならない。

なお、登録要領別添1の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に該当する登録申請事業者は、産業医の選任は不要であるが、管理システムの都合上、「有」を選択すること。

【業務継続計画の有無】

- ・BCPが作成されていないという情報があった場合など、BCPの作成について疑義がある場合、必要に応じて登録申請事業者から根拠資料の提出等を求めることにより、BCPの作成の有無を確認する。

(参考：入力の手引き)

業務継続計画を作成している場合は「業務継続計画の有無」欄で「有」を選択すること（公設機関の開設者は、備考欄に入力すること）。なお、業務継続計画を作成していない場合は登録申請の対象とならない。

【備考欄1】

- ・登録申請事業者が実在する事業者であること。例えば、提出された登録申請書の中から、一部を無作為抽出するなどして、許認可を受けて事業を実施している場合は、許認可番号、その他の事業については、登記簿に記載されている会社法人等番号により、事業者の存在確認を行う。

(参考：入力の手引き)

登録申請事業者の許認可番号（許認可番号がない業種にあっては、会社法人等番号）を入力する。

【備考欄2（公設機関の開設者のみ必要に応じて入力）】

- ・国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（公設機関の開設者）であって、「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」が入力されている場合に、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨が入力されていること。

(参考：入力の手引き)

公設機関が、4（3）において、外部事業者の登録対象業務の従業者数を登録申請する場合は、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力すること。ただし、登録要領別添1の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に該当する場合は、産業医の選任についての入力は不要である。

2. 事業の種類情報

【登録対象業務の従業者数】

- ・ 申請事業者の登録対象業務の従業者数が、申請事業者の全従業者数を下回っていること。また、他の同規模の事業者と比べて、登録対象業務の従業者数が過大（概ね2倍を超える場合）となっていないこと。

【備考欄】

- ・ 内訳として入力された業務の中に、登録対象業務以外の業務が含まれていないこと。

（参考：入力の手引き）

登録対象業務の従業者数の登録対象業務ごとの内訳を入力する。

3. 接種実施医療機関情報

【備考欄】

- ・ 登録申請時に接種実施医療機関が未確保の場合において、入力必須項目にダミー情報が入力されている場合、申請時点で検討している備考欄に接種実施医療機関の確保方法が記入されていること。

（参考：入力の手引き）

当該事業所において接種実施医療機関が確保できていない場合は、登録申請時点で検討している方法を備考欄に入力すること。（〇〇病院（〇〇県〇〇市）で実施を検討、未定等）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録のスケジュールについて

平成 28 年

1 月 6 日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について」（平成 28 年 1 月 6 日健発 0106 第 6 号厚生労働省健康局長通知）を发出

申請内容の確認ルートに関する調査依頼

申請内容の確認に都道府県又は市町村を経由する業種に関する確認する組織、メールアドレス等の調査（当該業種の担当府省庁から、当該調査及び都道府県又は市町村への申請内容確認の協力依頼を実施）

（担当府省庁において取りまとめの上、厚生労働省に提出。平成 28 年 1 月 29 日締切）

- ・ 申請内容の確認に都道府県又は市町村を経由しない業種については、上記調査による担当部署の登録等が完了し、特定接種管理システムによる確認の体制が整った業種から登録申請の受付開始（業種別 Q & A が未調整の業種にあっては、調整し次第、登録申請の受付開始）

2 月中 申請内容の確認に都道府県又は市町村を経由する業種に関する確認する組織、メールアドレス等を特定接種管理システムに搭載（厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室にて実施。完了後関係省庁等に連絡）

2 月 5 日 都道府県への説明会（システムの操作方法等）

3 月 1 日 申請内容の確認に都道府県又は市町村を経由する業種の申請受付開始

6 月 30 日 事業者からの登録申請の受付締切

8 月 31 日 各業種の担当府省庁による登録申請の内容確認の締切

9 月以降 登録の実施

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録申請書等の内容確認に都道府県等に御協力いただくことを予定している事業について

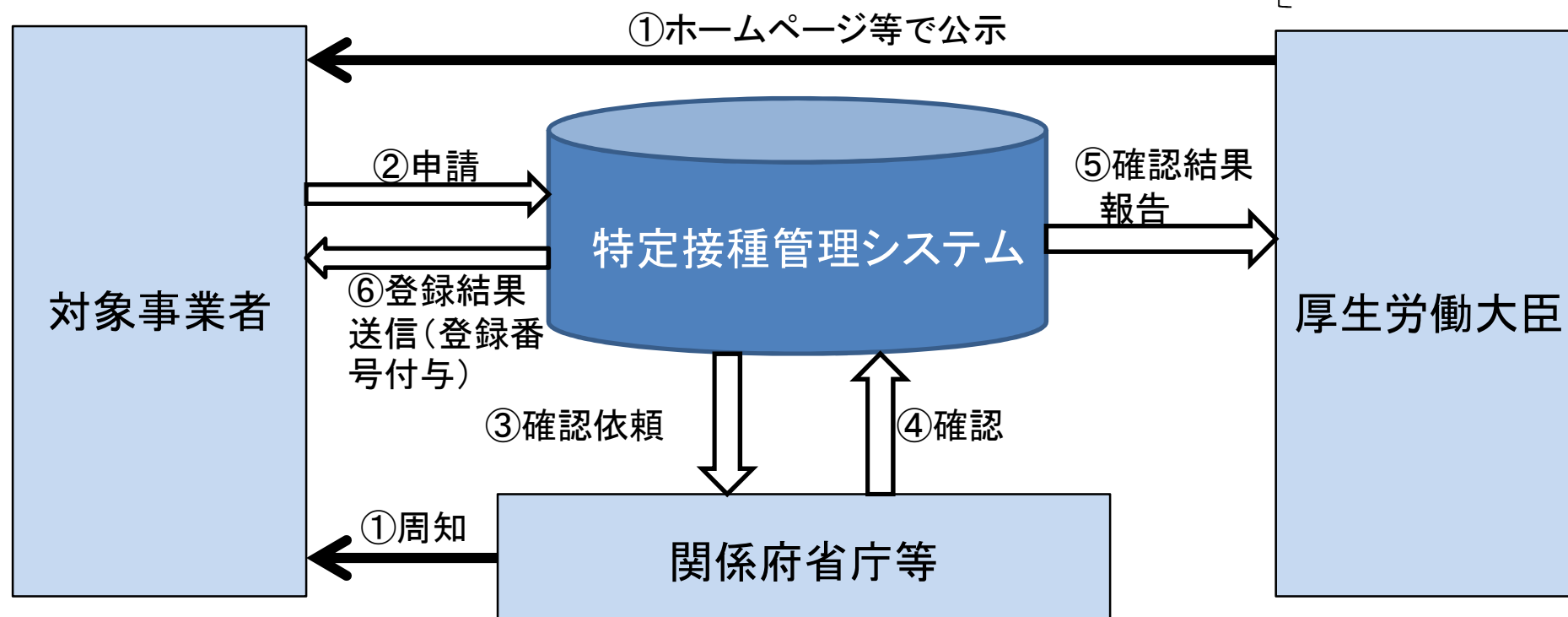
担当府省庁	事業の種類	事業の種類の細目	確認主体
環境省	廃棄物処理業	【産業廃棄物処理業】	都道府県・廃掃法政令市
農水省	飲食料品小売業	【各種食料品小売業】	都道府県
	食料品製造業	【処理牛乳・乳飲料製造業】(育児用調整粉乳に限る。)	都道府県
	飲食料品卸売業	【食料・飲料卸売業】	都道府県
	飲食料品卸売業	【卸売市場関係者】	都道府県
	銀行業	【農林水産金融業】	都道府県
経産省	その他の生活関連サービス業	【冠婚葬祭業】	都道府県・市町村
国交省	河川管理・用水供給業	【河川管理業】	道府県
	下水道業	【下水道処理施設維持管理業】	都道府県・市町村
	下水道業	【下水道管路施設維持管理業】	都道府県・市町村
厚労省	社会保険・社会福祉・介護事業	【介護保険施設】(新型インフルエンザ等医療提供(法第31条第1項に規定する患者等に対する医療の提供をいう。)を行う事業の項に分類されるものを除く。)	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【指定居宅サービス事業】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【指定地域密着型サービス事業】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【老人福祉施設】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【有料老人ホーム】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【救護施設】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【障害福祉サービス事業】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【障害者支援施設】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【障害児入所支援施設】	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	【児童福祉施設】	都道府県・児相設置市 指定都市
	その他の生活関連サービス業	【火葬・墓地管理業】	都道府県・市町村

特定接種管理システムの概要

別紙6-1

【事業者登録業務】

〔注〕白の矢印は、システムによる連絡

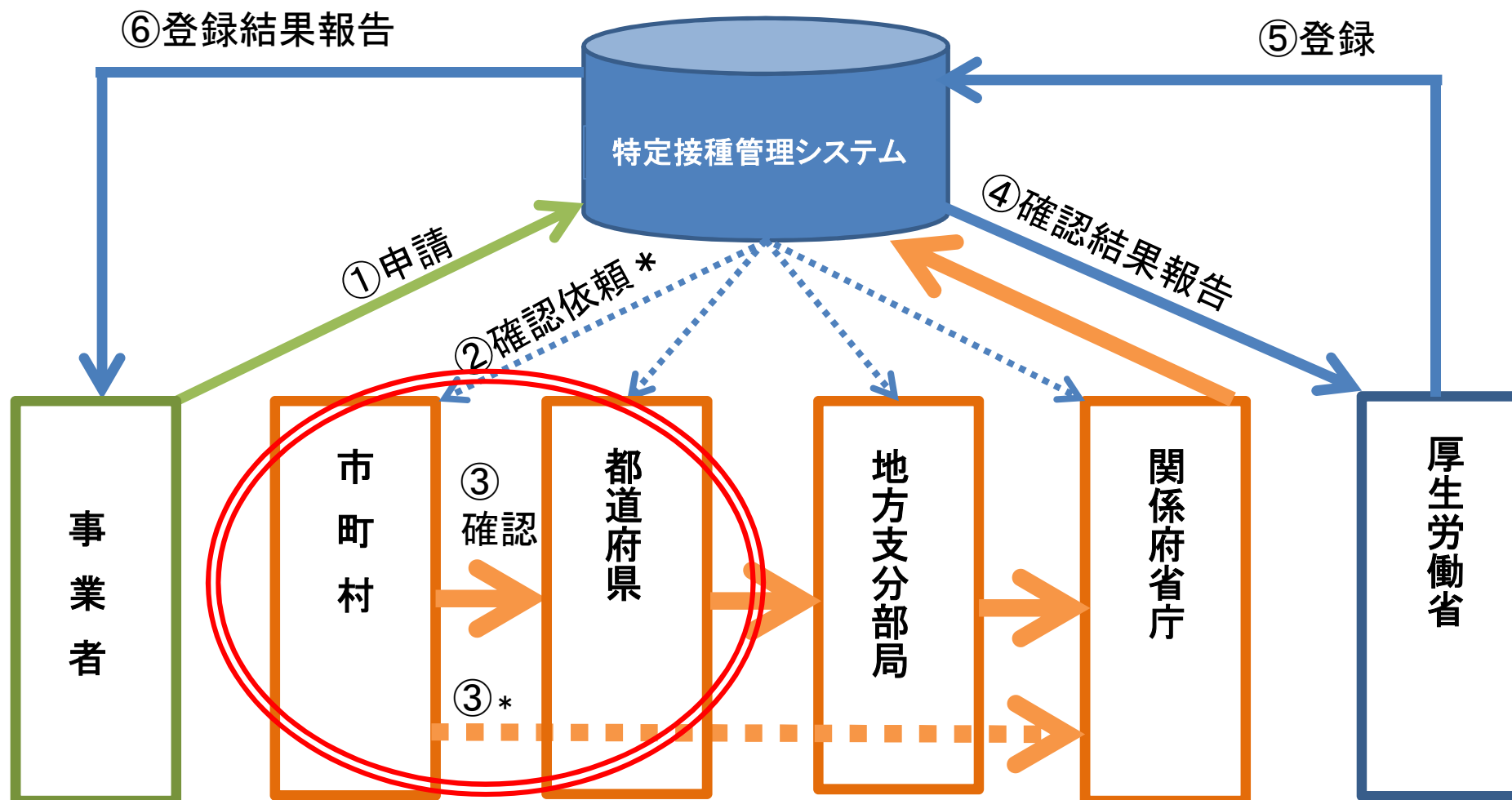


※ 関係府省庁等の管理者(申請内容の確認を行う者)に、各々の業種分類を管轄するIDを交付。

- ① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
- ② 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
- ③ 対象事業者から登録申請があった旨、関係府省庁等の担当者に通知。
- ④ 関係府省庁等は特定接種管理システムへログインし、登録申請があった事業者の登録可否について確認、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
- ⑤ 関係府省庁は、厚生労働大臣へ確認した旨を通知。
- ⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を通知。対象事業者へ登録番号を付与。

特定接種管理システム 確認ルート概要

別紙6-2



②*、③*について、業種により組み合わせが異なります。

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 6 日

各都道府県衛生主管部(局)
新型インフルエンザ対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する接種実施医療機関について（協力依頼）

新型インフルエンザ対策の推進につきましては日頃から御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種に係る標記について、別添の通り、日本医師会宛協力依頼をしました。

各都道府県におかれましても、登録を希望する事業者から接種実施医療機関の確保に関する相談があった場合には、最寄りの医師会の紹介等について御協力いただきますようお願いいたします。

【別添】
事務連絡
平成 28 年 1 月 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する接種実施医療機関について（協力依頼）

新型インフルエンザ対策の推進につきましては日頃から御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種につきましては「特定接種に関する医療機関の登録等について」（平成 25 年 12 月 25 日付け事務連絡）（別紙）により貴会会員への周知等、御協力をいただいておりますが、今般、新型インフルエンザ等医療の提供及び重大緊急医療の提供を行う事業者に加え、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者についても、接種実施医療機関を確保の上、特定接種対象事業者としての登録を進めていくこととなりました。

つきましては、これまでの歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所に加え、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う業種として新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）に定められた業種に携わる事業者から、特定接種を実施するために必要な接種実施医療機関について貴会会員へ協力依頼があった場合にも、同様に御協力をいただきますようお願いいたします。

(別紙)

事 務 連 絡
平成25年12月10日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する医療機関の登録等について

日頃より新型インフルエンザ対策の推進につきましてはご尽力いただきありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙1「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）」、別紙2のとおり、医療の提供の業務を行う事業者の登録について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）、別紙3のとおり、登録手続の具体的運用等を定めた特定接種（医療分野）の登録要領、別紙4「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」、別紙5「特定接種（医療分野）の登録Q&A」を定めました。

つきましては、内容を十分に御了知していただくとともに、貴会会員への周知等、特段の御協力をお願いいたします。

特に、新型インフルエンザ等発生時における医療機関内の体制整備を図るとともに、新型インフルエンザ等医療の提供及び重大緊急医療の提供を行う特定接種の登録を予定している歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所から特定接種を実施するために貴会会員へ接種実施医療機関としての協力依頼があった場合には、「特定接種の接種体制に関する覚書」を取り交わす等、特定接種の実施に関して連携体制を構築していただくようお願いいたします。